

令和5年第2回(6月)大郷町議会定例会会議録第2号

令和5年6月7日(水)

---

応招議員(14名)

1番	吉田耕大君	2番	佐藤牧君
3番	赤間茂幸君	4番	大友三男君
5番	佐藤千加雄君	6番	田中みつ子君
7番	熱海文義君	8番	石川壽和君
9番	和賀直義君	10番	高橋重信君
11番	石垣正博君	12番	千葉勇治君
13番	若生寛君	14番	石川良彦君

---

出席議員(14名)

応招議員と同じ

---

欠席議員(なし)

---

地方自治法第121条の規定により、会議事件説明のため本議会に出席した者は、次のとおりである。

町長	田中学君	副町長	武藤浩道君
教育長	鳥海義弘君	参事(特命担当)	三浦光君
総務課長	熊谷有司君	財政課長	菅野直人君
まちづくり政策課長	高橋優君	復興推進課長	武藤亨介君
復興推進課技監兼 地域整備課技監	門脇匡哉君	税務課長	小野純一君
町民課長	千葉昭君	保健福祉課長	伊藤義継君
農政商工課長	片倉剛君	参事兼地域整備課長	鎌田光一君
会計管理者	遠藤龍太郎君	学校教育課長	角田倫明君
社会教育課長	赤間良悦君		

---

事務局出席職員氏名

事務局長 千葉恭啓 次長 相澤幸子 主事 上杉琉日

---

議事日程第2号

令和5年6月7日(水曜日) 午前10時開議

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 一般質問〔3人 6件〕
- ◎一般質問通告順
4. 12番 千葉勇治 議員
5. 9番 和賀直義 議員
6. 10番 高橋重信 議員
- 日程第3 報告第5号 繰越明許費繰越計算書について
- 日程第4 報告第6号 繰越明許費繰越計算書について
- 日程第5 報告第7号 繰越計算書について
- 日程第6 議案第46号 大郷町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について
- 日程第7 議案第47号 大郷町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について
- 日程第8 議案第48号 大郷町国民健康保険条例の一部改正について
- 日程第9 議案第49号 令和5年度大郷町一般会計補正予算（第2号）
- 日程第10 議案第50号 令和5年度大郷町介護保険特別会計補正予算（第1号）
- 日程第11 議案第51号 令和5年度大郷町下水道事業特別会計補正予算（第1号）

本日の会議に付した案件

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 一般質問〔3人 6件〕
- ◎一般質問通告順
4. 12番 千葉勇治 議員
5. 9番 和賀直義 議員
6. 10番 高橋重信 議員
- 日程第3 報告第5号 繰越明許費繰越計算書について
- 日程第4 報告第6号 繰越明許費繰越計算書について
- 日程第5 報告第7号 繰越計算書について
- 日程第6 議案第46号 大郷町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について
- 日程第7 議案第47号 大郷町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について
- 日程第8 議案第48号 大郷町国民健康保険条例の一部改正について

- 日程第9 議案第49号 令和5年度大郷町一般会計補正予算（第2号）  
日程第10 議案第50号 令和5年度大郷町介護保険特別会計補正予算  
（第1号）  
日程第11 議案第51号 令和5年度大郷町下水道事業特別会計補正予算  
（第1号）
- 

午 前 10時00分 開 議

議長（石川良彦君） 皆さん、おはようございます。

ただいまの出席議員は全員であります。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

---

日程第1 会議録署名議員の指名

議長（石川良彦君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。会議録署名議員は会議規則第110条の規定により、12番千葉勇治議員及び13番若生 寛議員を指名いたします。

---

日程第2 一般質問

議長（石川良彦君） 日程第2、一般質問を行います。

質問の通告がありますので、順次発言を許します。

12番千葉勇治議員。

12番（千葉勇治君） それでは、日本共産党の千葉勇治、通告に従いまして、今回で104回目の一般質問を行いたいと思います。

大綱1として、スマートスポーツパーク構想についてお伺いします。

（1）今回のスマートスポーツパーク構想で、対象になる農地55ヘクタールについては、農業振興地域の整備に関する法律や、農地法に厳しい制限がある中で、今回の対象地が果たして農用地区域からの除外要件に該当するかどうか、農業を基幹産業としている町当局の考え方を。改めて伺うものでございます。

それから2番目として、急な対応が求められることを理由に、年度末に急遽提案、可決されました。令和4年度一般会計補正予算（第12号）の調査について、令和5年12月末までには工期を終えたいという答弁でしたが、現在の進捗状況について、どのように進めるのか改めてお伺いしたいと思います。昨日の大友議員の質問にもあったんですが、改めて確認したいと思います。

3番目、対象地である55ヘクタールの農業振興地域から除外することにより、生産販売金額などがどの程度増加するのか、その計画内容についてお伺いしたいと思います。この3番目については、特に農振除外する場合の大きな項目の一つの柱になってくるわけで、当然のことながら、その計画が具体的に出ているものと思います。よろしくお伺いしたいと思います。

大綱2、デジタル庁が推進するガバメントクラウドについてお伺いしたいと思います。

(1) 本町の行政システムのガバメントクラウドへの移行について、どのような方針なのか改めてお伺いしたいと思います。

(2) ガバメントクラウドへの移行は、国がつくる鋳型に収まる範囲の施策しか行えず、行政サービスが後退しかねないというおそれが生じることが懸念されております。地方自治の侵害につながりかねない問題と思いますが、町当局の考えを改めてお伺いします。

大綱3、大郷町職員のジェンダーバランスについてお伺いします。

(1) として、令和4年の3月議会における私の一般質問大綱1の、どうなっている町の男女共同参画社会基本方針の中で、町の女性管理職ゼロを指摘しましたが、それに対する町長、町当局の方針は、今後、男女共同参画社会実現の取組に向け、女性と男性が平等な対応の下に労働や生活ができるよう、管理職の登用についても計画的に進めていくという回答でございました。そこで、令和5年度における改善点について、どのような改善がされて進んでおられるのかお伺いしたいと思います。

以上、3点についてお伺いします。

議長（石川良彦君） 答弁願います。町長。

町長（田中 学君） 皆さんおはようございます。

ただいまの千葉議員の大綱1つ目のスマートスポーツパーク構想についての御質問にお答えしたいと思います。

スマートスポーツパーク構想は、令和元年東日本台風からの復興の手段として、災害によって失われた大規模農業法人による雇用機会の創出も念頭に調査をしているところであります。この調査につきましては、昨日、大友議員にも答弁しておりますが、現在は、農地転用手手法などについて、県の担当部署と協議中であります。スポーツパーク構想が実現した際には、優良農地以上の付加価値を創出できるようなサプライチェーンの構築についても、地域の皆さんと協議をしていく予定であります。

この事業の町としての考え方につきましては、今まで再三申し上げてきたところでありますが、新しい農業の役割として、本町の産業経済、教育、文化等々の、暮らしの面から住民サービスの徹底しているコクのある町だなど住民が、感じられるようなこんなまちを目指していくこの事業の目的であります。

この目的を達成するためには、この事業を手段として使いこなしていかなければなりません。競争力のある農業を実現し、産業として成り立つ経営体を育成するための産業対策と、豊かで活力ある農業を実現するため、地域政策として構築していく目的でございますので、どうしても本町の未来を語る場合、この事業が大きな役割を果たし、未来に生きる皆さんのためにも、実現することが我々の使命であるというふうに、私は強く感じているところであります。

大綱2番目の、デジタル庁の推進するガバメントクラウドについての御質問であります。コストメリット及びセキュリティー強化の観点からも、標準化、共通化が必要だと考えており、国のスケジュールにのっとりながら、令和7年度末までにガバメントクラウドを活用した標準システムへ移行する方針であります。今後も、国県の動向を踏まえ、他自治体とも情報共有しながら、進めてまいりたいと考えております。

(2) 番目につきましては、ガバメントクラウドへ移行することにより、国が進めるDX化、省庁間の取組連携への取組がスムーズになり、それにより、全国どこでも同様の行政サービスが受けられるようになります。また、税制改正などが全国で、全国の自治体に確実に反映され、解釈の相違等防ぐことができます。

以上のことから、一定の行政サービスについて向上すると考えております。また、コスト、メリット等も期待できることから本町におきましても、より特色のある行政サービスが展開できればと考えているところであります。

大綱3番目の、大郷町職員のジェンダーバランスについての御質問であります。女性管理職の登用につきましては、令和元年度に1名の女性管理職が定年退職したことを最後に、当該年代、経験年数や能力等も満たす女性職員が不在であったため、現時点に至るまでの女性管理職の登用ができない状況にございます。

しかしながら、令和5年4月1日現在の課長補佐級の職員を見ると、22名中13名、率にして59%を女性が占めており、今後、女性職員の管理職登用を計画的に進めていくことができるものと考えております。以上

のことから、今後、女性管理職を登用することを念頭に、人事を進めてまいりたいと考えております。以上です。

議長（石川良彦君） 千葉勇治議員。

12番（千葉勇治君） それでは再質問を行いたいと思います。

この回答書を見まして、大規模農業法人雇用機会の創出。

議長（石川良彦君） 千葉議員。マイク。

12番（千葉勇治君） 大規模農業法人による雇用機会の創出も念頭に調査をしているということですが、大規模農家農業法人、特に今回去年7月ですか。災害、2回の災害に見舞われた2法人について動向がどうもはっきりしないんですが、もう一度、いつ頃までそれがはっきりするのか。また、今回のスポーツX、スマートスポーツパーク構想について、この2団体の動向について影響ないものなのかお伺いしたいと思います。

議長（石川良彦君） 答弁願います。農政商工課長。

農政商工課長（片倉 剛君） お答えいたします。

法人がいつまではっきりするかという御質問にお答えいたします。

先日も申し上げたとおり、まだ精算等が完全に終わっておりませんので、まだはっきりと言える段階ではございません。

議長（石川良彦君） 千葉議員。

12番（千葉勇治君） はっきりさせないで、だって一方でこのスマートスポーツパーク構想が進んでるわけですから、これも前の説明につきましても、2法人の意向も移動も含めた位置づけがかなり強かったわけで、そうしますとはっきりしないということは、スマートスポーツパーク構想についても進めないということでは理解していいんですか。そのような優柔不断な姿でいいですか。せめて、県にいつ頃までやるのかという確認する必要あるんじゃないですか。どうですか。まだ分かんないんですか。

議長（石川良彦君） 答弁願います。復興推進課長。

復興推進課長（武藤亨介君） お答えいたします。

スポーツXさんの御意向としましては、大規模農業法人さんと手を組んで一緒にやりたいという御意向はいただいておりますが、それが制度上切り離せるものなのか。それとも、一体的にならなきゃならないもの、ほかというところにつきましても、現在調査中でございます。以上です。

議長（石川良彦君） 千葉勇治議員。

12番（千葉勇治君） 現在調査中、調査中ということで一方では、スポーツ構想、スマートスポーツパーク構想についてばんばん、町長はあらゆる機

会を見て説明しているわけだ。一方では、調査中だ、調査中で、どうもこの調査中が、調査中であるならば最終的に結論はまだ出てこないわけですから、そうした場合に、この構想自体がまだまだ進んでいないという理解して、私は考えるべきだと思うんですが、町長は各地であらゆる機会に進み、この構想を話しているということですが、どういう位置づけで考えているんですか。町長からお聞きしたいと思います。

議長（石川良彦君） 答弁願います。町長。

町長（田中 学君） 国のほうでは、今の、現在の位置からこっちに移すことによって、今まで国が補助金を出していた補助金の減免措置を考えると、こういう回答を国からいただいておりますので、その方向でスポーツXと農業法人が話をしているというふうに伺っておりますので、その辺がまだ、保険の処理の仕方もまだ決まっていないというのが、そういう法的な根拠に基づいた調査を進めているということでもありますので、決してその問題を投げやりにはしているわけではございませんので、私はあまり心配しておりませんので、大丈夫だと、スポーツXと農業法人の関係さえ壊れなければ大丈夫だというふうに思っております。

議長（石川良彦君） 千葉勇治議員。

12番（千葉勇治君） 55町歩の位置づけが、55ヘクタールの位置づけがどうも法人の意向によっては、どうこうするような感じ受けるんですがね、私思うには、元に戻りますが、農地を農振地域から除外するという、このことについては、農業上、利用を確保するために定められた区域というのが農振地域であって、農業以外の目的の転用は農地法により厳しく制限されているということは、既に御存じだと思います。今回の農業地域からの除外要件について、かなりの条件があるわけですね。このことについては、担当課としてもどうですか、確認しておきたいと思います。

議長（石川良彦君） 答弁願います。農政商工課長。

農政商工課長（片倉 剛君） お答えいたします。

農業振興地域の整備に関する法律という中で、農振除外に関する5項目というか、5要件というのがありまして、そこには該当するというふうに考えております。

議長（石川良彦君） 千葉勇治議員。

12番（千葉勇治君） 該当するということであるなら、3番目に触れていますが、分かりました。農業委員会の職員はどうなんですか。55ヘクタールの農振から外すということについて、農業委員会としての意見、お聞きしてみたいと思います。

議長（石川良彦君） 農政商工課長。

農政商工課長（片倉 剛君） お答えいたします。

今のところ検討中という段階でございます。

議長（石川良彦君） 千葉勇治議員。

12番（千葉勇治君） 何か検討中ってどういうことですか。どういう含みがあって検討中なんですか、あなたは事務局長として一番の長ですから、どういうことを含めて検討中なんです。その検討中の内容を教えてください。

議長（石川良彦君） 農政商工課長。

農政商工課長（片倉 剛君） お答えいたします。

県と調整中というところでございます。

議長（石川良彦君） 千葉勇治議員。

12番（千葉勇治君） 県と調整中って、何かわけの分からないこと言ってます。地権者への説明や、地権者から一番肝腎なの地権者ですね。説明会、あるいは同意についてどうなってますか。これ確認しておきます。

議長（石川良彦君） 農政商工課長。（「はっきり言え」の声あり）復興推進課長。

復興推進課長（武藤亨介君） お答えいたします。

法の制度の趣旨にのっとりまして、農地転用等が可能だというところが確認取れ次第、地権者さんには丁寧に説明したいなと考えてございます。以上です。

議長（石川良彦君） 千葉勇治議員。

12番（千葉勇治君） 地権者の同意なくて、何で法が進むんですか。最初、地権者でしょう、幾ら法人がいいって言ったって、地権者があって初めてものが動くんじゃないんですか。地権者の同意も説明もしないで、あんた、法人が、幾ら町がスマートスポーツ構想が案があるか、そこに暮らしている地権者があって初めて私たちの、この住民自治というのが成り立っていると思うんですよ。地権者の考え、どうなんですか、聞いてないですか、そうすれば、全然聞いてないということで理解していいんですね。

議長（石川良彦君） 復興推進課長。

復興推進課長（武藤亨介君） お答えいたします。

地権者様につきましては、個別にまだ明確には確認してございません。町としまして、こういった法の趣旨の下、事業が実行できると判断した中で、初めて地権者さんに明確な御説明をしたいなと考えてございま

す。

議長（石川良彦君） 千葉勇治議員。

12番（千葉勇治君） そうすると法的には認められた、例えば農振地域除外することもある程度認められたと、しかし最終的に地権者が駄目だと言うと、ばらばらなってくることも十分に考えられるということでもいいんですね。地権者が最後ですから、どうですか。

議長（石川良彦君） 町長。

町長（田中 学君） そういうことが起きないように、今、調査の段階でどういう方法が一番集積しやすい、法的に認められる内容にどういう手法を使うかということも、検討課題にございますので、昨日も粕川地区の農業法人3法人の代表の皆さんと従業員と、いろんな懇親する場があって、そこに呼ばれました。この問題。大いに歓迎すると。本町の農業を抜本的に変えなくてないというのが、農家の本気になって考えている農家法人の考えであります。中途半端な今の政府の農業では飯食えない。こういうことであります。それをあなたがどうしていくかとい、何か手法があれば、国政の段階で、それをやることも大事なんじゃないですか。

議長（石川良彦君） 千葉勇治議員。

12番（千葉勇治君） 今は、農地転用手法について、県の担当部署と協議しているという話だけれども、その内容について、何をこの手法というのは、農地転用するに手法があるのか。私、手法というのは、さっき課長が言ったように5つの条件があると、この5つの条件の中で、転用するに当たってこの手法が何か、手法があればこの5つ、あれでまやかしてもできるのかというようなことにも取りかねてないんですが、どうなんですか、この手法というのは、まだその担当部署と協議している、県の担当部署、どこなんですか、それは。担当部署をお聞きしたい。私、聞きますから、県の担当部署をお聞きしたい。聞きますから、県の担当部署。どこであろうと聞くよ。説明してみろ。

議長（石川良彦君） 復興推進課長。

復興推進課長（武藤亨介君） お答えいたします。

農地転用の件について手法ですが、農地転用の適用除外というのがございまして、その中に、基本的には第1種農振の用地ですので農地転用は認められないという大原則がございまして。その中に、適用除外の許可方針というのでも示されてございまして、1つ目に都市住民の農業体験、そのほか都市等との地域間交流を図るための施設というのがございまして。この中には具体的に言いますと、農業体験施設であったり、教養文

化施設、スポーツレクリエーション施設などが規定がございまして、ここに該当しないのかという協議を、今、させていただいております。

またもう一つに、地域全体の活性化を図ることにより、地域の農業振興に資するものということがございまして、この中には農村公園であったり、農村広場であったり、こういったところの規定がございまして。この要件に該当しないかどうかというところを、今、県の担当と協議させていただいている状況でございます。以上です。

議長（石川良彦君） 千葉勇治議員。

12番（千葉勇治君） どこ、担当部署を教えてくださいよ。県のどこ課なのか。それから、効率的な用地の取得方法を検討していると、何で、効率的な用地の取得方法って。このことについても昨日答弁されております。教えてください。担当部署と、県の。教えてくださいよ。確認したい。

議長（石川良彦君） 復興推進課長。

復興推進課長（武藤亨介君） お答えいたします。

今の件につきましては、県の農業政策室のほうと協議させていただいております。（「農業なに」の声あり）

法律としましては、今の農地転用の適用除外に合致するかどうかの確認をさせていただいてまして、もう一つ法律として推定しておりますが、地域未来投資促進法でございます。この2通りで、農地転用が可能かどうかというところを調査してございます。以上です。

議長（石川良彦君） 千葉勇治議員。

12番（千葉勇治君） どうも、スマートスポーツパーク構想だけが先行して、その一番肝腎な住民との話合いが何もなされていない中で、交渉だけが進んでいるというようなことが感じてなりません。私はそういう点では、もっともっとこれ広く内容を、広く町民に訴えて、そしてやっぱり進めていくべきだと思います。

次に、スマートスポーツパーク構想の調査に関する進捗状況について、お伺いしたいと思います。

これは先ほどは、3月の定例議会にはいつ終わるなどということで12月末の工期を目指して進めているということで、どうしても忙しいんだということで、進めておられましたが、その進捗状況についてどうなっているんですか。改めて確認しておきたいと思います。

議長（石川良彦君） 復興推進課長。

復興推進課長（武藤亨介君） お答えいたします。

進捗状況につきましては、今申し上げましたとおり、県の担当部署と、

農地転用の手法について協議中でございます。以上です。

議長（石川良彦君） 町長からもありますか。いいですか。大丈夫ですね。千葉議員。

12番（千葉勇治君） もしこれが、12月末までの工期に遅れるようなことがあれば、どうなんですか。もし遅れれば問題出てくるんじゃないですか。進まねなくなるということでもいいですか。

議長（石川良彦君） 復興推進課長。

復興推進課長（武藤亨介君） お答えいたします。

可能な限り、地権者の皆さんとの協議する場の時間を長く確保するために、早めに発注させていただいている経緯がございますが、目標としましては、あくまでも12月を目標としてございます。以上です。

議長（石川良彦君） 千葉勇治議員。

12番（千葉勇治君） 12月末までの工期ということは、どこまでの工期として理解しているんですか。いわゆる交渉が固まって、地権者からも同意をもらって、最終的にはゴーサイン、いわゆるスポーツX社のサッカー場の工事も始まるというその前提、そういうことに、もうゴーサイン出るまでの条件ということで見ていいんですか、工期というのは。どこまでが工期を指すんですか。

議長（石川良彦君） 答弁願います。復興推進課長。

復興推進課長（武藤亨介君） お答えいたします。

調査の、工期としましては年内を今、目標としてございます。

議長（石川良彦君） 千葉勇治議員。

12番（千葉勇治君） 工期ということは、工期だけで、私は工事の期間ということに理解しているんですが、工期、そういう意味じゃないんですか、調べる、調査期間が12月までで、12月末までで、そしてそれ以降に、いわゆる町民への同意をもらう時期はいつになってくるんですか、そうしますと。工期が順調に進んだということになった場合は。

議長（石川良彦君） 復興推進課長。

復興推進課長（武藤亨介君） お答えいたします。

あくまで目標ですが、この調査期間の中で住民の皆さんに対する意向調査等は実施してまいりたいと考えてございます。

議長（石川良彦君） 千葉勇治議員。

12番（千葉勇治君） いつ頃までやるのかって聞いてんですよ、工期。同意、同意もらうのある程度決まっているでしょ。いつまでもらわないと駄目だかって。あるんでしょ。

議長（石川良彦君） 復興推進課長。

復興推進課長（武藤亨介君） お答えいたします。

今回のこの調査期間内で、意向調査を実施してまいりたいと考えてございます。

議長（石川良彦君） 千葉勇治議員。

12番（千葉勇治君） 工期の間にやるということで12月末までには、それ以降も説明して判こをもらうということで、同意ももらうということで、一応仮定しているわけですか。

議長（石川良彦君） 復興推進課長。

復興推進課長（武藤亨介君） お答えいたします。

現在の予定としましてはそれを目標としてございます。以上です。

議長（石川良彦君） 千葉勇治議員。

12番（千葉勇治君） 昨日の質問では、答弁では、受託業者も決まって契約内容、契約しているということでございましたが、その受託業者との契約内容について、どういう内容だったのか。また、業者の選考方法について、どうなのか。契約の相手方も教えてほしいと思います。お聞きします。

議長（石川良彦君） 復興推進課長。

復興推進課長（武藤亨介君） お答えいたします。

現在契約している調査費の主な項目でございますが、まず1つ目に全体事業、すみません、用地転用手法の検討を行っております。また、2つ目としましては、今回の事業の全体のマネジメント調査を行ってございます。最終としましては、開発の全体の事業費の構想であったり、全体事業費の把握したりして、この事業を町として実施するか、意思決定できるまでの資料を整えてまいりたいと考えてございます。

相手方につきましては、株式会社建設技術研究所さんというコンサルタント会社、株式会社建設技術研究所さんでございます。発注の手法につきましてはプロポーザルで実施してございます。以上です。

議長（石川良彦君） 千葉勇治議員。

12番（千葉勇治君） 私、この中で、本当に3月議会でお話ししたんですが、スポーツXの信頼調査というのはやるべきだと思ったんですが、一番ね。これはもう町長、問題ないんだ、大丈夫だということで大分強調されておりますが、でも町長自身も、答弁で、スポーツXというものはどういうものなのか、それも信用というか、その信頼性について調査するという約束したんですが、何か今の受託者との契約内容を見ますと、その信

頼調査というのは何もないようですが、どうなっているんですか。逆に、業者に依存しないで町独自に調べるべきだと思うんですが、それも含めてどうなっているんですか。そのことについてお聞きしておきたいと思います。

議長（石川良彦君） 復興推進課長。

復興推進課長（武藤亨介君） お答えいたします。

信頼調査につきましては、実施してございます。以上です。

議長（石川良彦君） 千葉勇治議員。

12番（千葉勇治君） 実施して、その結果どうだったんですか。結果を教えてくださいよ。どうだったの。

議長（石川良彦君） 答弁願います。まちづくり政策課長。

まちづくり政策課長（高橋 優君）。お答えいたします。

信用調査につきましては、まちづくり政策課のほうで実施のほうさせていただいております。その情報については、共有のほうもさせていただいておりますが、内容を見ますと特に問題ないものと判断してございます。以上です。

議長（石川良彦君） 千葉勇治議員。

12番（千葉勇治君） 4億円の、いわゆる去年の10月頃だったかな、4億円の赤字についてどのように考えていますか。

議長（石川良彦君） まちづくり政策課長。

まちづくり政策課長（高橋 優君） そちらにつきましては、その信用調査の中では確認できてございませんので、お答えすることができません。以上です。

議長（石川良彦君） 千葉勇治議員。

12番（千葉勇治君） 確認できていないって、あんた、信頼する、その信用度合いというのがあるという数値というの、金額も出てくるんじゃないですか。何をもちて信頼、確認するんですか、大丈夫ですやりますという、ただ口頭だけなんですか。書類的に交わしたものがあるんですか。それがあれば見せてください。提出すべきです、議会に。

議長（石川良彦君） 答弁願います。まちづくり政策課長。

まちづくり政策課長（高橋 優君） こちらの書類につきましては、提出ということですが、こちらにつきましては、企業の信用調査結果ということになりますので、提出のほうできるものとは、ちょっとこの段階では判断できません。

議長（石川良彦君） 千葉勇治議員。

12番（千葉勇治君） 町長にお聞きしたいんですが、信用調査について町長、どのように考えていますか。

議長（石川良彦君） 町長。

町長（田中 学君） 自社資本を崩して赤字に補填しているという状況でない、決算上の赤字計上しているようですが、これも、今、ベンチャーとして立ち上げて、これから3年後の東京株式市場に上場する準備をしている。オーナー会社が、何百社というオーナー会社がスポーツXと、今後の上場する準備をしている話を、ある会社から伺いました。

そうしますと、我々が人のポケットに手入れて探るような、そんなことはしませんので、十分会社の信用は、よその皆さんがこの会社を支援して上場させる、今、準備をしているということが、私は一番の信用になる、そういうふうな考えであります。あなたの考えと違うのが、そこです。

議長（石川良彦君） 千葉勇治議員。

12番（千葉勇治君） ということは、スポーツXはもう完全に信頼するということでいいんですね。スポーツXの資料、送られた資料についても、ほとんど問題ないということで理解していいですか。

議長（石川良彦君） 町長。

町長（田中 学君） この間も社長と、いろいろ今後のことについても、またあなたから今提案された赤字の話も、お聞きしました。これも、やっぱり決算上、いろんなやりくりがあって、赤字経営を今計上していると、こういうことでありますので、実質、7億も8億も資本金持っている企業ですから、二、三億の赤字は私も、何ら信用に問題ありとは思っておりません。

議長（石川良彦君） 千葉勇治議員。

12番（千葉勇治君） 町長の太っ腹というか、わけの分からない見通しが何か暴露されているような気がしてならないんですが、私、それだけスポーツXも信頼するとなれば、農業支援について町長はかなり期待しているわけですね。農業支援についてどのような考えを持っていますか。スポーツXさんが考えているコースは、町長。農業支援。

議長（石川良彦君） 答弁願います。町長。

町長（田中 学君） 課長。（「町長」の声あり）町長からでいいですか。町長。

町長（田中 学君） スポーツXに対する農業支援、何かちょっと聞き取れないんだ。（「スポーツ」の声あり）ちょっと、マイク通して。

議長（石川良彦君） 千葉議員。

12番（千葉勇治君） いいですか、スポーツXが計画している農業支援政策について、農業支援金額についてどう思いますか。

議長（石川良彦君） 町長。

町長（田中 学君） 十分、新しい農業に取り組むだけの人材が抱えていると、こういうことです。

議長（石川良彦君） 千葉勇治議員。

12番（千葉勇治君） 私、もらった資料に基づきますと、農業支援については、28年から31年まで、2028年から31年まで同じ金額で4,380万ですよ。4,380万円ね。このようにですよ。これで何が信用できんですか、何が農業振興のプラスになるというんですか、町長。

議長（石川良彦君） 町長。

町長（田中 学君） これからこの場所で、新しい事業として起こそうとしているその精神に、我々も同意するという形で、町も一緒に進んでいこうということでございますので、そういう今現在と、今現在やってませんよ、何も。これからやっっていこうということでもありますので、何らかの。あなたのその資料はどういう資料か分かりませんが。

議長（石川良彦君） 千葉勇治議員。

12番（千葉勇治君） スポーツX社が出した資料でございます。これは先日は、私、確認しましたところ、町でも持っているということで確認しました。先日、3月議会で、いや、それで、農業支援については4,380万が2028年から2031年までずっと同じですよ。そんな金額であんな、何が農業振興ですか。55町歩の田んぼを潰して、何、55町歩の田んぼを潰してですよ、何が農業振興になるんですか。教えてくださいよ。

議長（石川良彦君） 復興推進課長。

復興推進課長（武藤亨介君） お答えいたします。

議員さん、多分手元にお持ちの資料は、スポーツXさんから昨年の年度末かもしくは今年の初めに、町にちょっと提供いただいた資料だと思います。その資料につきましては、県と、担当部署といろいろ協議している中で、ある意味一定のたたき台が必要というところで、精度は非常に低いものですよという前提の下、ちょっと急ぎつくっていただいた資料でございますので、その信憑性につきましては、今現在町として判断するものはございません。

ただ、企業さんがこういったことを町でしたいというのを、ああそうですかと言って町が受け入れるというよりは、そういった企業さんの可能性を、議員さんおっしゃるとおり調査した中で、町が主体的にこの企

業を使ってといったら語弊があるんですが、どういったことを農業として展開していけるかというところが、今後計画の策定の一つのポイントであるのかなというふうには感じてございます。以上です。

議長（石川良彦君） 千葉勇治議員。

12番（千葉勇治君） いや、基本的に、私、思うのにスポーツX社の言いなりですよ、町は、全然それは疑ってみないの。私、何もいいか悪いかでなく、ある程度疑いを持って、それを判断するという、町なりの自治体トップとして考えなくてはならないんだらう。トップがいいからと言って、みんな部下がそのとおりにやれって言うあれならあんだ、どこにトップに盾突く者いるかという、私そう言って指摘しながら、今回のスポーツXには極めて問題があるということをおきたいと思えます。

それから3番目に、県側に提出する計画内容について、農業生産額の比でどの程度増額する計画なのか、これ、農業生産ですよ、どの程度、計画増額分なるのか。それあって、計画立てたんでしょうから、いわゆるスポーツXの言うままというよりも、スポーツXの考えをモデルにした町の55町歩を農振から外すという考えを持っているんでしょうから、当然数字はあるわけですから、そういう点で数字をお聞きしたいと思えます、計画数字。

議長（石川良彦君） 復興推進課長。

復興推進課長（武藤亨介君） お答えいたします。

計画の数値目標につきましては、いずれのタイミングで作成していく必要があるなというふうには考えてございます。ただ、今、その入り口の段階で、ここを農地転用することによって、どういったことが実現できるのかという事業構想、基本理念とか方向性の話を今、県のほうと協議させていただいておりますので、現調査段階では、まだそこまで至っていないというのが正直なところでございます。

議長（石川良彦君） 千葉勇治議員。

議長（石川良彦君） おかしいんじゃないですか、大体。農振から外すというときに、こういう計画があるから、だから、私たちはもう例えば55町歩だと4,000万から5,000万の担保、米で出てくるとね、1俵1万円にしても、それぐらい出てくるんだ。それ以上に、今回、農振から外したことによってプラスになるよ、これも昨日の答弁でも言うておりましたが、いわゆる優良農地を転用することは、従来の土地利用よりも大きな経済効果を生み出すことが重要と、農振地域除外する際の大きな要因だと。これ答弁に書かっている、大友議員に対する。この大きな要因の中で、

経済効果、どのような経済効果を出せるのか。具体的にそれぐらいの大まかな検討でも出さないと、あんだ、55町歩、県で果たして返事するんですか、それで。県と協議中と言いながらも、県の協議中というのはどうも、町は、町が計画があって、町がこのぐらい計画しているんだよというものがあって県では初めて農振から外すということをお認めしてくるんじゃないんですが、それを今検討中だという。検討中じゃなければおかしいんで、その話持ってくること自体。おかしいんじゃないですか。どうですか。おかしいよ、それ。

議長（石川良彦君） 復興推進課長。

復興推進課長（武藤亨介君） お答えいたします。

今、議員さんおっしゃいますような一定の定量的な数値を持った経済効果というのは示していく必要が、当然あると思ってございます。その辺が、職員レベルで検討してこうですと示しても、どうも信憑性の部分ですとか、証明できる部分がございますので、まず基本理念とかその辺をしっかりと固めた上で、こういったところ、今の費用につきましても、調査の検討項目に入っておりますので、いずれ調査の中でお示ししていきたいと考えてございます。以上です。

議長（石川良彦君） 千葉勇治議員。

12番（千葉勇治君） そうすると、もともとこれぐらいの金額に、55町歩、55ヘクタールの農地を転用することによって、これぐらいの経済効果があるんだから、そういう中でまちづくりができるんだと。だから、転用外すということの計画ではないんだろう。もともと、ただ外して町が所有者になって、町の思うような土地にしていきたいと、そういうことが構想にあるということでもいいんですか。そうしか取れない、今の話聞くと、そうでしょう。町長でもいいけどさ。

議長（石川良彦君） 答弁願います。復興推進課長。

復興推進課長（武藤亨介君） お答えいたします。

可能性としましては、今、耕作し続けるよりも、それ以上の付加価値を生むことを証明することによって、事業実施の一つの判断になると考えてございます。その調査を現段階で行っている状態でございます。

議長（石川良彦君） 千葉勇治議員。

12番（千葉勇治君） それ以上の付加価値をつけるって言いながら、何で調査する必要あんの。自分たちで調査できるんじゃないですか。だって、55町歩、農振から外すということ出た段階、する段階で、これが夢と希望があるよと、夢と希望をなぜ話しできないんですか。それするべきじゃ

ないですか。町長、言ってくださいよ。町長ですよ、答弁。一番進めている町長だから。

議長（石川良彦君） 町長。

町長（田中 学君） 町長だね。これは、大変重要な、町にとって、将来を語るだけの事業なんです。ただ、やみくもに提案しているわけでないの。いろんな調査を踏まえて、その結果をもってこの事業に踏み切るといふ、今調査の段階でさ、どれだけもうかるの、損すんの。そんな話、調査してんでないの。それで、55ヘクタールのうち、農振除外地、約何ぼや、18町歩、18ヘクタールです。あと残りは皆農地だ。農地、その農地で、東北アグリヒトもここに来ることになれば、それも使う。そのほかの農業も新しい農業として、いろんな農業を展開していくと。こういうことです。牛も飼う人も出てくるかもしれない、ここで。

議長（石川良彦君） 千葉勇治議員。

12番（千葉勇治君） そうすると、何か私は初めて聞いたんですが、18ヘクタールだけが農振から外すと、あとの37ヘクタールは、このまま、今のままだということでもいいんですか。（「そう」の声あり）町長、今の、町長も変わったかもしれないから、職員のほうへ変えて。

議長（石川良彦君） 復興推進課長。

復興推進課長（武藤亨介君） お答えいたします。

そこにつきましても町としては今、そうじゃないかなと考えるかもしれませんが、調査中でございます。以上です。

議長（石川良彦君） 千葉勇治議員。

12番（千葉勇治君） どっち信じたらいいんですが、町の考え方がどうのこうのと、町長の話が、18町歩だけだの、農振外すの。担当課長は、何、今の復興課長は、今検討中、どっちどうなの、見通しは。わけ分かんないこと言わないでくれや。

議長（石川良彦君） 答弁願います。まちづくり政策課長。

まちづくり政策課長（高橋 優君） お答えいたします。

農振除外それから農地転用につきましては、農地以外のものになる場合に必要の手続ということになります。そういったことになると、55町歩のうちのみずサッカー場を予定している18ヘクタールぐらいの面積。これが農振除外。それから農地転用が必要になってくる面積ということになります。さらに、農業団地ということで、今、調査のほうもしてございますが、その内容によって、農地転用、農振除外が必要な施設、というものが、計画として出てきた場合に、その面積についても、

必要な手続ということになってくるかと思っております。

議長（石川良彦君） 千葉勇治議員。

12番（千葉勇治君） そうすると、それを転用する必要ない、もしなくなれば、それは昔の権利のままということ、あれで、皆さん方に同意云々って必要なくなるということ、いいですか、農地転用、かからないところは。どうなんですか。そうでしょう。

議長（石川良彦君） 答弁願います。復興推進課長。

復興推進課長（武藤亨介君） お答えいたします。

開発規制等いろいろな諸問題ありますので、その辺を整理した上で、町としての方針を示してまいりたいと考えてございます。以上です。

議長（石川良彦君） 千葉勇治議員。

12番（千葉勇治君） その方針は12月末まで出てくるということ。いつ頃まで、それ方針がはっきりするの。お聞きしたい。

議長（石川良彦君） 復興推進課長。

復興推進課長（武藤亨介君） お答えいたします。

調査の工期につきましては12月末まででございますので、そこを目標に委託の調査のほうを進めてまいりたいと考えてございます。

議長（石川良彦君） 千葉勇治議員。

12番（千葉勇治君） 何かわけ分かんないというか、ある程度見えてきたというか、分かんないところが。

次に質問大綱2に入りたいと思います。デジタル庁が推進するガバメントクラウドについて、この町では、答弁見ますと、国県の動向を見守りながらそれにのっかってやっていくというような話ですが、どうも私ガバメントクラウド、デジタル庁の肝煎りで進めているわけですね。このデジタル庁そのものについての、大分最近マスコミなどにも、これは、マイナンバーカードの件もあるんですが、いろいろ問題が生じている中で、本当にこのデジタル庁の肝煎りであるガバメントクラウドに右倣えでいいんですか。何も自治体としてチェックすべきじゃないんですかと考えますか。

議長（石川良彦君） 答弁願います。総務課長。

総務課長（熊谷有司君） お答えいたします。

これは国でお示ししているものでございまして、全国の自治体が共通、町長の答弁もございましたとおり、標準化、共通化することによって、同じシステムが利用可能となってきました、システム開発等も、大分、抑えられるところは、町独自で、町の独自のシステムを開発することで

なくて、国で示したシステムで利用されるということになってきますので、全国どこの自治体も同じようなシステム様式になってきますので、その分のコストが大分削減されるということから、町としても国県の動向踏まえて今後進めていくというようなことでございます。

議長（石川良彦君） 千葉勇治議員。

12番（千葉勇治君） ちょっと議長に怒られるかも。マイナンバーカードについての問題も含めて、デジタル庁の進め方でね、うちでは何も問題なかったということで理解していいんですか。大分、ひもづけが云々ということで、保険証のことも騒がれております。このことについて、一言だけお聞きしてもらいたい。

議長（石川良彦君） 苦情来てるか、来てないか。総務課長。

総務課長（熊谷有司君） お答えいたします。

私の中では今、把握してございません。問題があったということ把握してはございません。

議長（石川良彦君） 千葉勇治議員。

12番（千葉勇治君） 問題がなかったということ把握してないということは、総務課長だからね。ほとんど問題ないのかなと理解しているんですが、もし分かったら速やかに議会なりにも報告していただいて、住民の不安を払拭させる役割になっていると思いますので、お願いしたいと思います。

あと1年半しかないんです。このいわゆるガバメントクラウドに移行するには。令和7年度までですから。この期間に、どういう作業を考えているんですか。

議長（石川良彦君） 総務課長。

総務課長（熊谷有司君） 今、国県からとの調整中ございまして、今後具体的に示すものでございまして、今年度の当初予算でもその辺につきましても、予算化をしております、順次進めていくということになってございます。

議長（石川良彦君） 千葉勇治議員。

12番（千葉勇治君） この制度によって、私、うんと不安なのは、いわゆる町独自につくっている、大郷町では町長とけんかしながらも、大分いい方向の施策をつくっているわけですが、そういう町独自の施策について、やはりこのガバメントクラウドにやることによって、それが国の言うとおりの鑄型って言われるんですよ。鑄型にそっくり形ではめていくことによって、自治体独自にやっていた減免措置とか、免除とか、そうい

うものについても影響を及ぼすということも考えられるんですが、町としてどのように考えておりますか。そのことについて独自に対応する考えを持ってんですか。

議長（石川良彦君） 総務課長。

総務課長（熊谷有司君） この標準システムにつきましては住基なり、税情報等でございます、またそれは標準化ということは、同じ国で示した標準化ということになると思うんですけれども、ほかに町単独の部分につきましては、国ではそれは別問題でございます、町独自の事業につきましては今後、今までやった部分については継続する部分もございますでしょうし、もし必要な部分がございますたら、その都度、議会のほうにはいろいろ御提案をさせていただく予定でございます。

議長（石川良彦君） 千葉勇治議員。

12番（千葉勇治君） これ、全国の各自治体の地方での答弁、質問に対して答弁が、トップの答弁が、国のいわゆるガバメントクラウドなので、そういうものが町独自の政策については、これまでやってきたが、それはできないんだと答弁したトップがあるわけなんです、そういうことについては十分対応できるということで理解していいんですか。

議長（石川良彦君） 総務課長。

総務課長（熊谷有司君） 法令につきましても国県の御指導いただきながら、その辺についてしっかり確認し、対応できるかどうかを判断させていただきたいというふうに考えてございます。

議長（石川良彦君） 千葉勇治議員。

12番（千葉勇治君） 私ね、執行部というのはやっぱり、国のやり方に従うだけの今の方針として、どうしても取ってしまうんですが、国と住民とのかけ橋となる地方自治体が国に右倣えで、国に黙って従うようになれば、地方という地方自治の本来の姿が、住民を守るという角度から見ても、どうも国に言うとおりにになってしまうのではないかというおそれがあるんですよ。

そういうことを何としても防ぐためにも、地方、首長中心に頑張ってもらいたいと思うんですが、もう一度姿勢をお聞きしておきたいと思っております。これは、町長からお聞きしておきたいと思っております。よろしくお願ひします。

議長（石川良彦君） 答弁願います。町長。

町長（田中 学君） 国から助成補助をもらわないで、独自で町がやるということであれば、何も国の意向を聞かなくてもできるわけなんです、国

の傘下にある末端の自治体が、国から指示される、やれと言われるものを拒否する。その勇氣は私にはございません。

議長（石川良彦君） 千葉勇治議員。

12番（千葉勇治君） 何かこの内容見ていると、さらにいわゆるデジタルガバメントクラウドの導入によって、各地方の職員も余計だからということで減らすような動きも出てくるんじゃないかということも出ているんですが、そういった意味でも、何か税改革が簡単になるとかなんとかということで、やっぱり人材減らす口実になってくると思うんですよ。そういうことについて何か考えておられますか、課長ですか。

議長（石川良彦君） 総務課長。

総務課長（熊谷有司君） 今、現段階では、どのように制度設計になってくるかは、私も把握してございませんので、この辺につきまして注視していきたいというふうに考えております。

議長（石川良彦君） 千葉勇治議員。

12番（千葉勇治君） ぜひ、慎重に対応しながらこのいわゆる国の右に倣えにならなくて、自治体としての立場、役割を十二分に発揮するような、私は、自治体になってほしいなというのを、改めて願うものであります。

次に、3番目の質問大綱3に移りたいと思います。大郷町の女性職員のジェンダーバランスについてお聞きしますが、大分、町長は、私がいないうちにやったということで、前回、去年3月の答弁でも、質問に対する答弁あったんですが、全体の正職員に占める女性の割合についてどのようにつかんでいますか。全体の正職員の割合、女性の割合。

議長（石川良彦君） 総務課長。

総務課長（熊谷有司君） お答えいたします。

4月1日現在でございますが、31.7%でございます。正職員104名中33名が、女性職員でございます。

議長（石川良彦君） 千葉勇治議員。

12番（千葉勇治君） その中で係長以上の女性の比率をお聞きしたい。補佐は書かっているから係長以上。

議長（石川良彦君） 総務課長。

総務課長（熊谷有司君） お答えいたします。

係長クラスにつきましては20%でございます。

議長（石川良彦君） 千葉議員。

12番（千葉勇治君） 令和5年度始まって3か月近くなるわけですが、この間に、いわゆる去年の一般質問の中で町長は、いわゆる待遇改善も含めて

改善していくんだよということで、大分答弁、高い声で答弁された経過があったんですが、その結果はどうなっているんですか。今回令和5年度でどのように反映されてますか、生かされていますか、そのことについてお聞きしたい。

議長（石川良彦君） 答弁願います。総務課長。

総務課長（熊谷有司君） お答えいたします。

令和5年度でございますが、町長の答弁にもございましたとおり、該当年代や経験年数の両方を満たす職員が不在だったということでございまして、現在、管理職につきましては男性のみということでございますが、今後、こちらの答弁にあったとおり、課長補佐級は59%もおるわけで、今後、数年後になると思いますが、先ほど町長のお話もありましたが、その人事の中で決定していくということになってございますので、もう数年お待ちになっていただければというふうに思っております。

議長（石川良彦君） 千葉勇治議員。

12番（千葉勇治君） 大分退職している、途中で退職している方も多いうふうに聞いているんですが、そういう中で女性の比率も結構高いということのようですが、どうなんですか。その辺、つかんでますか。退職職員の実態について。

議長（石川良彦君） 総務課長。

総務課長（熊谷有司君） 近年、昨年ですと、10名の職員が退職してございます。その前、その以前も同程度の退職者、定年じゃなくて希望退職ということでおったわけでございまして、何人かっただけはちょっと、私も具体的な数字を持ってございません。去年の分は先ほど今申したとおり、10名ということでございますが、その次も女性も半分程度以上は退職されているという部分もございまして、もう今後、人事をどのように、この役場をどのように組織として、どのように回していくかということは、我々としても、大分課題があるかと思えますし、新たに新規採用職員を採用しても、もう新しい、平均年齢で大郷町の職員37歳でございます。大分若い世代が多いわけございまして、町民のいろんな要望等ニーズにお応えするように我々も努力をしながら、若手職員の育成にも努めているところでございまして、今後もその辺もしっかり対応させていただければなというふうに思っております。

議長（石川良彦君） 千葉勇治議員。

12番（千葉勇治君） 男女の平等の待遇改善を図っているというような答弁だ

ったんですが、平等な待遇、今、例えば採用する場合に、男女に関係なく、例えば給料体系見た場合にはどうなんですか。一律になっているんですか。

議長（石川良彦君） 総務課長。

総務課長（熊谷有司君） 男女関係なく、同等の給料体系でございます。

議長（石川良彦君） 千葉勇治議員。

12番（千葉勇治君） 私、全体職員に占める女性比率の推移ということで、推移ですから、今年だけじゃなく、過去二、三年の、せめて3年ぐらいの推移も見てほしいなということで、これ今からでも結構ですので調べて出してほしいんです。それから、係長以上の女性の比率の推移ですか。これも併せてお願いしたいと思いますが、いかがでしょうか。議長、よろしくお願ひしたいんですが。

議長（石川良彦君） 総務課長。

総務課長（熊谷有司君） 先ほどは、令和5年4月1日現在ということでございますので、あと、4年、3年分ということでよろしいでしょうか。その部分であれば、あと確認しまして、後でデータのほう差し上げたいと思います。

議長（石川良彦君） 千葉勇治議員。

12番（千葉勇治君） 町長にお聞きしたいんですが、管理職、いわゆる課長職を務めるに当たって、女性の場合の研修などもあっていいと思うんですよ。なってからでなく、なるに当たっての。そういう状況などは考えておるんですか、今。

議長（石川良彦君） 答弁願います。町長。

町長（田中 学君） 市町村関係でも、いろいろそういう機会を持つという考えがございますので、これからもそういうふうに研修を重ねていい職員になるように、努力してまいります。

議長（石川良彦君） 千葉勇治議員。

12番（千葉勇治君） 前後しますが、31.7%が係長以上の女性だということですが、これもっと比率を高めるといふ、ほかの自治体に比べて大郷の実態どうなんですか、比較したことありますか。課長。

議長（石川良彦君） 総務課長。

総務課長（熊谷有司君） お答えいたします。

他自治体につきましては把握してございません。

議長（石川良彦君） 千葉勇治議員。

12番（千葉勇治君） 決して、ほかがどうのこうののではないんですが、やっぱ

り、今人材が大郷、多分待遇があまりよくないと思うんです、職員待遇が。そういう中で、職員のちょっと対応、体調、辞めていく方も結構待遇に影響されて移っていくこともあると思うんです。そういう点で、ぜひ大郷の待遇も含めながら、女性がなぜ辞めたのか。ほかの自治体の状況なども踏まえて、やっぱり待遇改善を考えるべきだと思うんですが、町長、これについてどう思いますか。

議長（石川良彦君） 町長。

町長（田中 学君） 大郷町役場がどういう欠陥があって退職されるかということについては、辞める段階に面接して、何で辞めることになったのかということやっぱり、今、民間のほう役場よりもいい待遇で、特別の技術を持っている職員なんかは引っ張りだこだということのようであります。それから、女性であれば、子育てに専念したいとか、いろいろ個人的な理由があるようであります。

その前に議員、これ考えて我々執行部だけでなく、町民にお願いしたいなと思っているのは、町内から役場の職員に応募する方、1人も今年度、なかった。10人採用しているんですが、町内から1人もないということはどういうことなのかということで、我々、これ役場として反省しなくてない。昔の役場は、おらいの家族だから役場に採用してくれという、そういう時代もあったようではありますが、今、やっぱり少子化が影響しているのか、町外の職員が多くなっている状況であります。

議長（石川良彦君） 千葉勇治議員。

12番（千葉勇治君） 終わりました。どうもありがとうございました。26年間ですか、一般質問を終えて、議員としての役割を何かやったって感じを受けます。今後とも、自治体のますますの発展をお祈りいたしまして終わります。

議長（石川良彦君） これで千葉勇治議員の一般質問を終わります。

ここで10分間休憩といたします。

午 前 1 1 時 0 1 分 休 憩

午 前 1 1 時 1 0 分 開 議

議長（石川良彦君） それでは休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を続けます。

9番和賀直義議員。

9番（和賀直義君） 9番和賀直義です。通告に従いまして、一般質問を行います。

大綱1点目、熱中症対策の推進について。

全国での熱中症死亡者数は増加傾向が続いており、近年では年間1,000人を超える年もあり、自然災害による死亡者数を上回っております。地球温暖化が進行すれば、極端な高温の発生リスク増加が見込まれ、熱中症による被害がさらに拡大するおそれがあります。熱中症は、適切な予防や対処が実施されれば、死亡や重症化を防ぐことができます。熱中症対応マニュアル等の作成や、暑さ指数、WBGTの認知度向上や行動変容につながる情報発信が必要と考えます。以下伺います。

1、高齢者の熱中症に対する予防への意識を醸成するための取組は。

2、高齢者世帯等のエアコン設置、電気代の助成、そして、エアコンの整備点検、クーリングシェルターの整備の考えは。

3、子供の熱中症防止の取組について。学校における子供の熱中症を防ぐための取組、通学時の熱中症予防対策の取組は。また、熱中症警戒情報が発令された場合は、どのような対応をするのか。

大綱2点目。行政のデジタル化について。

核家族化が進み、社会環境が急激に変化する中で、安全安心を守る行政区自治体の役割は非常に大きいと考えます。しかし、人口減少、高齢化が進み、自治会等の役員として働ける人も少なくなり、地域コミュニティ維持が難しくなると考えますと、デジタル技術を活用しての住民同士の情報交換の場の創設、電子回覧版の利用など、デジタル技術を活用しての地域コミュニティの構築について、どのように考え、またどのような具体的な取組を進めているのか伺います。よろしくお願ひします。

議長（石川良彦君） 答弁願ひします。初めに、町長。

町長（田中 学君） ただいまの和賀議員の1点目ではありますが、高齢者の熱中症予防への取組につきましては、防災無線や広報紙、健康事業などにおいて、予防対策の周知と、注意喚起を促しているところであります。高齢者の方々は、暑さに対する感覚機能や、体の調節機能が低下する傾向にありますので、高温が予定される場合や、熱中症警戒情報が発令された際には、早めの周知を図ってまいります。

（2）番の、各種助成金についてであります。低所得者世帯向けの3万円の価格高騰給付金や町民1人1万円分の生活応援商品券など、活用していただきたいと思ひます。また、気候変動適応法の改正により、現在の熱中症警戒情報の1段階上の基準となる熱中症特別警戒情報発表時に、避難する冷房施設などの要件を満たす施設、クーリングシェルターにつきましては、来年以降の運用に向け、警戒情報の発令基準や施

設要件などの検討が進められることから、今後の情報に注視してまいります。

(3) 番につきましては、教育長より答弁をいたします。

大綱2番目の、行政のデジタル化についてであります。御質問に答弁いたします。

本町でも、行政のデジタル化を進めており、令和5年2月からマイナポータルを使用して、オンラインによる転出届、転入届予約ができるようになりました。また、4月から子育て、介護、罹災証明などの手続きも、スマートフォン等からオンラインできるようになってございます。

今後は、防災無線等に代わるタブレットやスマートフォンアプリ等に導入などができれば、行政から情報発信、日々のお知らせ、防災情報などが、仕事などで町内にいなくても受けられる仕組みづくりが可能となります。また、高齢者、子供の見守りなどの強化も目指していきたいと考えてございますので、よろしくお願い申し上げます。

議長（石川良彦君） 次に、答弁願います。教育長。

教育長（鳥海義弘君） 大綱1の(3)子供の熱中症防止の取組についての御質問に答弁いたします。

学校における熱中症防止の取組は、国や県のガイドラインに基づき、対応しております。屋内においても、熱中症の危険性があるため、必要に応じて積極的にエアコンを使用しております。また、熱中症指数モニターの測定結果を職員室の黒板に表示し、教職員へ注意喚起するなど、気象状況や環境に合わせた対応に努めております。

通学時の熱中症予防対策の取組としては、朝や帰りの会で、児童生徒へ十分注意するよう指導しており、保護者に対しては学校だよりや保健だよりで、十分な睡眠や食事を取ることに付いて周知しているところでございます。また、水分補給が重要でもあるため、水筒の持参を呼びかけてもでございます。

熱中症警戒情報が発令された場合は、なお一層警戒を強め、屋外での活用や、授業をしている場合、延期や中止の判断を迅速に行うこととしております。

なお、6月の校長、園長会議においても、緊急事態の対応等を含め、共通理解を図ってまいりたいと思っております。以上でございます。

議長（石川良彦君） 和賀直義議員。

9番（和賀直義君） ありがとうございます。順次、再質問をさせていただきます。まず、①の1番の件でございますが、去年の場合ですけれども、

救急搬送者が全国で7万1,000人くらいあったということで、5割前後が65歳以上の高齢者であると。しかも、死亡者の8割がまだ高齢者で、そして屋内死亡者の9割がエアコンを使っていない、またはエアコンがないという状況が報道されております。去年の、我が町の熱中症発生状況というのは、状況はどうだったのでしょうか。

議長（石川良彦君） 保健福祉課長。

保健福祉課長（伊藤義継君） お答えいたします。

黒川消防署からの報告でございますけれども、昨年度の熱中症救急搬送車につきましては、年間で13名でございます。6月に2名、7月に5名、8月に6名という内容で報告をいただいております。

議長（石川良彦君） 和賀直義議員。

9番（和賀直義君） 熱中症は、適切な予防や対処を実施すれば重症化は防げるし、死亡もないということでも言われております。この熱中症対応マニュアル作成とか、暑さ指数の認知度を、高齢者の方に知ってもらう。そして、行動が、暑いときの行動を変えられることができると、そのような情報発信が必要と考えますが、今までこうやってましたよという答弁なんですけれども、今年、さらに気候変動で暑いのが予想される。実際はちょっと分かりませんがね。実際は6月の梅雨から始まるということなんで、今までの従来と違った情報発信というものを考えていらっしゃるのかどうか伺います。

議長（石川良彦君） 答弁願います。保健福祉課長。

保健福祉課長（伊藤義継君） お答えいたします。

今年度、新たな周知方法といったものは考えてございませんが、現在の周知の方法としては、特に高齢者については、特になんですが、紙での配布というよりは、直接働きかける防災無線というものが有効な手段だというふうに考えております。

議長（石川良彦君） 和賀直義議員。

9番（和賀直義君） 防災無線とかやるよということでございます。それはそれで効果あると思います。何ていうのかな、実際熱中症に詳しい、例えば介護部門とか、あとこの保健部門の関係者が一体となった取組というのが必要になるんじゃないかなと思います。この辺に対してどのように考えていらっしゃいますか。

議長（石川良彦君） 答弁願います。保健福祉課長。

保健福祉課長（伊藤義継君） これにつきましては町長答弁にもございましたが、保健福祉課でいえば保健事業、あるいは介護事業において、高齢者

を対象とした様々な事業がございますが、そういった集まりの際には、熱中症に関する予防啓発というものを行っているところでございます。

議長（石川良彦君） 和賀直義議員。

9番（和賀直義君） きめ細かにやっていただきたいなど、このように思います。

2番目の、1の2の再質問に移らせていただきます。町長は、電気代の高騰に関しては、低所得者向けの3万円とか、1万円分の生活応援商品券などを使ってくれということでございますが、それはそれで使うと思いますが、エアコン1台設置すると10万円ぐらいかかるんです、エアコン代が。6万か6万5,000円くらいか。そして取付料が3万とか3万5,000円とかかっちゃう。今、大郷町で住宅リフォーム事業というのをやっていますが、これは、これに組み入れることってできるんですか。

議長（石川良彦君） 答弁願います。まちづくり政策課長。

まちづくり政策課長（高橋 優君） お答えいたします。

住宅リフォームということでございますので、そういった単にエアコンということでの備品の交換ということでは、対象にならないものと思っております。

議長（石川良彦君） 和賀直義議員。

9番（和賀直義君） 最後、ちょっとごもごもって聞こえなかったんですけども、対象にならない。そうですか。いや、いや、そうか。対象にしてほしいということなんですけど、お願いは。ただし、今、対象になったとしても、今、5分の1の助成なんです。5分の1の助成で、やっぱり10万円の限度というのになってんですよ。ですから、例えばエアコンつけるのにただ10万とか、大きいのつければ15万とか20万とかなっちゃうんですけども、この今の助成事業の枠組みの条件の中でやると、何となく損をするというか、ごめんなさい、こういう言い方よくないかもしれないんですけども、大きいリフォームまで待つかと、こういうふうになると思うんです。

そこのところを、何か、いや、国としても、今、30年度までに熱中症死者の半減を目指すというのが、決定されているんです、30年度まで。特に、高齢者向け対策を強化するよというふうに、国で。5月31日の報道を、私、聞いたんですけども。そういう、国としても大きく高齢者の熱中症対策をやるということ打ち上げていますので、時限措置というか、大郷町としてもこの30年までの目標に沿って、助成の枠を、例え

ば5分の1というんじゃなくて半分、高齢者の世帯には。そういう助成を検討してほしいなと思うんですけれども、御見解を伺います。

議長（石川良彦君） 答弁願います。保健福祉課長。

保健福祉課長（伊藤義継君） お答えいたします。

町でどういった助成ができるのか、それを高齢者世帯に限るのか。そういった内容については、町の財源の問題もございますので、関係課の中で協議させていただければと思います、

議長（石川良彦君） 和賀直義議員。

9番（和賀直義君） 町長には、もう少しまとめてお聞きします。

あとエアコンの点検なんです。これは業務用というのが義務化されているんですね。一般家庭用というのは義務化されていないから、何年もそのままになって、実際こう暑くなって使おうとすると使えないというのがございます。そして実際、掃除をするのに業者に頼むと、1万5,000円くらいかかるんですよ。

だから、この辺のところの助成も、高齢者世帯に対してはこう検討してほしいなと思いますが、この町内の工事屋さんと建築屋さんで協議して、点検費用を決めて整備点検を促すことが非常に大事じゃないかなと思うんですけれども、この辺の含めての所見を伺います。

議長（石川良彦君） 誰答える。答えにくい。誰答えられる。町長。答弁願います。町長。

町長（田中 学君） 助成するか、しないかを、まず、検討するに当たって、町にどれだけの数が必要なのかから始めたいと思います。この担当は、どこだ、まちづくり。何もない。サービス、保健、保健課の課長さん、この調査をして、その後に議会後でも、まず調査しないと分からないということから始めたいというふうに思いますので、そうお答えをさせていただきます。

議長（石川良彦君） 和賀直義議員。

9番（和賀直義君） よろしく願いいたします。あと、クーリングシェルの件でございますが、これも前向きに来年以降運用と答弁をいただきました。これで直近で、名取市の件が河北新報に6日に、昨日載ったんですよ。名取市は、2日、夏本番を前に、熱中症予防啓発する熱中症対策強化宣言を出した。出したの。そして市と包括連携協定を結ぶ大塚製薬と連携して、図書館や公民館など公共施設9か所を避暑用のクーリングシェルターとして開放するとなっています。

ということで、我が町でもまた来年度運用を考えるということなんで

すけれども、この暑さの状況調査であれば、公共用地、公民館とか、そういうところを開放することは、すぐ即断、即決できると思いますんで、クーリングシェルター。昔は、パチンコ屋さんがあったから、私はそこでシェルター、避難していたんですけれども、今、残念ながら取り壊されてもうなくなってしまった。ですからこのクーリングシェルターも、条件に応じて即判断できるように、見解をお聞きします。

議長（石川良彦君） 答弁願います。保健福祉課長。

保健福祉課長（伊藤義継君） お答えいたします。

今回、気象変動適応法が改正になったことによって、先ほど町長が答弁したように、今の熱中症警戒情報の一ランク上ができると。その運用自体が来年から始まる予定になっております。実際に、情報がどういった状況になったら発令されるのか。そして、国が定めるクーリングシェルの適用要件は何なのか。そういったものに関しても、これから検討がなされるという状況にあります。

今の和賀議員さんがおっしゃったように、各自治体においてそれぞれ定めることは可能かと思えますけれども、今のイメージとしては、よく出かけた方が暑いときの避暑として、公共施設であったり定められた施設に避難するといったイメージでおりますけれども、大郷の場合ですと、仮に自宅にエアコンがあるのであれば、自宅で過ごしていただければ結構だと思います。わざわざ、町の公共施設に出向いて避暑となると、大郷の場合ですと、車でまた出かけるといった状況がありますので、そういったことも考えながら、適用については考えたいと思っております。

議長（石川良彦君） 和賀直義議員。

前向きに、的確な時期に対応をお願いしたいなと思えます。そして、名取市の件で熱中症対策を考える会議というのをやったんです。これ、大郷でもやっぱりやる必要があると思うんですけれども、この辺に関しての見解をお聞きします。

議長（石川良彦君） 答弁願います。保健福祉課長。

保健福祉課長（伊藤義継君） 特段、熱中症に特化した会議というものは、大郷にはございませんが、その他健康関係において、会議の中で協議できればと考えてございます。

議長（石川良彦君） 和賀直義議員。

9番（和賀直義君） 次、3番目に入ります。学校における子供の熱中症を防ぐための取組は、大変重要であると。小・中学校の教室のエアコンは、

既に設置は済んでおりますが、この教室以外に必要ななどというような箇所というのはありますか。

議長（石川良彦君） 課長、大丈夫。答弁願います。学校教育課長。

学校教育課長（角田倫明君） 御質問にお答えいたします。

教室以外でも、体育館であるとか集会するような場所であるとか、必要な箇所があるかとはございますが、財政的にも相談した上で検討していければと思います。

議長（石川良彦君） 和賀直義議員。

9番（和賀直義君） 体育館とかあるよと、それはあると私も思います。今日は、これはこの程度で終わらせておきますが、財政的なものもあるよということで、私もそのとおりでと思います。ただ、やっぱり状況を見て、体育館先行したほうがいいのかなど、ほかにいろんな家庭科の教室が必要だとか、そういうところをおさらいというか、見て学校のほうから提案してほしいんですけども、どうでしょうか、これ。

議長（石川良彦君） 学校教育課長。

学校教育課長（角田倫明君） お答えいたします。

学校のほうからも、その点、毎月施設の点検の報告はいただいておりますので、気象状況であったり環境の点についても、報告いただくようにしたいと思っております。

議長（石川良彦君） 和賀直義議員。

9番（和賀直義君） ぜひ、前向きに取り組んでいただきたいと思っております。

猛暑の中の、朝よりも学校の帰りは、低年齢の小学生とか、低学年の小学生と、これは教科書とかノートとか筆記用具とか体操着、水筒、ランドセルの負担が非常に大きいんじゃないかなと思います。今、報道を見ていると、最近は、リュックも使っているところもあるみたいなので、大郷の場合は必要に応じて、そういう教科書とか持ち帰ったり、置いていたりとかリュックもオーケーとしているのかどうか。その辺の検討はされていらっしゃるんですか。

議長（石川良彦君） 答弁願います。学校教育課長。

学校教育課長（角田倫明君） お答えいたします。

場合によっては、リュック等の使用もあるかと思っておりますが、学校に場合によって置いていたりというものにつきましては、授業の状態であったり、学校の状態であったりという部分に関係してございますので、その辺は今の時点で、私のところに資料、調査等をしてございませんので、その辺、これから把握していきたいと思っております。

議長（石川良彦君） 和賀直義議員。

9番（和賀直義君） ぜひ、把握して進めて的確な動きにさせていただきたいなと、このように思います。

最近、人気が出ているのが、給水スポットの設置、給水スポット、これ水道水を10度に冷やして、皆、何ていうかな、マイボトルを持った人がそこで冷たい水を給水できて、熱中症対策にもなるしペットボトルの削減にもなるということで、なおかつ給水ポイントを、例えば町の庁舎の1階に置いたりとか、それからみんなが集まる道の駅のところにあたりすると、これが集客力をアップしたりとか。女性のほうから大変に好評になる可能性がございますので、この給水スポットをぜひ検討させていただきたいなと思いますけれども、御見解をお願いします。

議長（石川良彦君） 答弁願います。財政課長。

財政課長（菅野直人君） お答えいたします。

今、議員さんのおっしゃられましたものというのは、かなり熱中症対策には有効なものかと思いますが、財政状況というところもございまして、そのような他町村の例なんかも参考にして検討したいと思いません。

議長（石川良彦君） 和賀直義議員。

9番（和賀直義君） 多分、財政的にはあまり心配するようなお金ではないような感じでございます。それで、それが例えば道の駅なんかにあると集客力が上がって利益が出るようになっていきますから、早めに検討させていただきたいなと、このように思います。

それから、今度、今までは熱中症警戒アラートを、熱中症警戒情報に法的に位置づけて、今までよりもさらに、この熱中症特別警戒情報を想定したよと、4月末に報道されているんですけども、この場合の動きというか、配信というのはどうなってくるんですか。

議長（石川良彦君） 答弁願います。保健福祉課長。

保健福祉課長（伊藤義継君） お答えいたします。

それに関しては、今年度の、来年度の運用に向けての検討が、国のほうで進められている予定でございます。

議長（石川良彦君） 和賀直義議員。

9番（和賀直義君） 分かりました。来年度の運用に間に合うように検討するよということでございますので、了解いたしました。

次、大綱の2番目でございますが、これも答弁いただきまして、確かに行政手続の問題以下は着実に前進していると私、実感として受けてお

ります。まして、議会ももうペーパーレスということで検討を始めたんですけれども、今、議会のほうは中断しておりますが、今、世の中に電子回覧版というアプリがあるんですけれども、電子回覧。これ、そこで何ていいますか、情報を発信して、そしてそれに投票なんかもできるようなこのアプリが、もう既にあるらしいと、あるらしいというかあるんですね。ネット調べると「まちにてい」とかあるんですよ。ただ、初期費用と月の使用料がかかるということで、かかりますということなんです。

それで、国でこういうことをやろうとしているんですね。自治会等のデジタル化が進んでいない。現役世代や若者の自治会等への積極的な参加を促す観点から、電子回覧版等の地域活動のデジタル化の実証事業を、令和5年度にやって、だからまだやってないですけれども、やるといふふうに載っていました。

だから、大郷町も、どこか行政区を選んで、そういう電子回覧版等のアプリなんかの実証実験をやったらいいんじゃないかなと、ごめんなさい、素人なりの考えなんですけれども、いいんじゃないかと思ったんですけれども、この辺に対してのちょっと御見解をお聞きします。

議長（石川良彦君） 答弁願います。総務課長。

総務課長（熊谷有司君） お答えさせていただきます。

実証実験ということでございますが、今後どこの地区にお願いするのかわかりませんが、やり方なりも国でお示ししている部分がございますので、それなりを検証した中で、実際具体的にできるのかわかりませんが判断して、やるとなれば進めていきますし、それがどうか確認しなければいけないなというふうに思っております。

議長（石川良彦君） 和賀直義議員。

9番（和賀直義君） タイムリーに御検討をお願いいたします。

最後に、1点だけ要望というかお願いというか。中村の森に今、デジタル化の基地局が3つありますよ。ドコモとauとソフトバンク、それが今、中村の森にあるんですよ。ところが、auの基地局とかアンテナのところが、全然整備されてないから、草で大変なんです。そして何ていいますか、担当者にはちょっとこの前話したんですけれども、やはり何ていいますか、デジタルDXの時代に、やっぱり何かトラブルったときすぐ行けるような道にしておかないと、対応ができないんじゃないかなと思いますので、その辺のところの道路の管理を、きちっと舗装も含めて検討していただきたいなと、これは今日最後をお願いして

終わりたいと思いますが、ちょっと御見解だけお願いします。

議長（石川良彦君） 通告から外れていますので、見解は後から。（「これで終わります」の声あり）

これで、和賀直義議員の一般質問を終わります。

次に、10番高橋重信議員。

10番（高橋重信君） 通告順位6番、席順10番高橋重信、一般質問を行います。

太陽光発電の設備について、再生エネルギーの太陽光発電設置場所に関しては、平地のほかに山間地の急斜面等にも大規模なパネルが見受けられます。国土の設置割合は主要国では最大となっており、平地面積で見ると、2位のドイツの2倍と断トツである我が国であります。現在、全ての物価が値上がりしており、電気料金も6月1日より大幅に値上がりいたします。太陽光発電が大量に設置されたことが、物価上昇の一因とも言われております。

太陽光発電の設置により、（1）近隣住民とのトラブルは、現状どうであるのか。

（2）パネルや蓄電池廃棄、太陽光パネルには、鉛やセレン、カドミウム等の有害物質が含まれております。時期が来たときの撤去と費用は、誰が行うのか。

それから、（3）乱開発やトラブル防止のため、町による預託金制度等の制度をつくるべきかと考えますが、所見をお伺いいたします。

議長（石川良彦君） 答弁願います。町長。

町長（田中 学君） ただいまの高橋議員の御質問にお答えしたいと思います。

（1）の近隣住民とのトラブルの現状についてですが、発電施設施工時の要望や、大雨による土砂流出などの連絡があった際には、現状確認の上、事業者と連絡し、都度対応するよう指導してございます。

（2）の、パネル等の廃棄経費についてですが、撤去や処分については発電業者の責任で行うことが基本だと思っておりますが、発電事業者と地権者との間で交わされる契約書などで、撤去や処分費用をどちらが負担するのか取り決める場合もあるものと思っております。

（3）の、預託金制度についてですが、発電設備等の適切な設置から運営管理は、基本的に事業者の責務と考えており、町が預託金制度を実施することは、今の段階では考えておりませんが、いろいろ国のほうも劣化するパネルの廃棄についての考え方、先日、報道されたようでありますが、今後どのような廃棄していくか。まだ、国のほうもしっかりした方針が決まっていないようで、近々決まるものと思っております。

要するに、リサイクル法に適用した内容で、九十何%のリサイクル可能の内容に、パネルがあるようでございますので、今後、そのような技術革新が進んできて、国内のパネルをリサイクルする場合に、相当な量のリサイクル量が発生すると、第2、第3の産業になるのではないかというふうに思っておりますので、その辺の情報も取りながら議員の申しあげているこの質問に、ある意味で国を相手に産業として取り組むチャンスもあるのではないかというふうに思っておりますので、いろいろ注視してまいりたいと考えております。

議長（石川良彦君） 高橋重信議員。

10番（高橋重信君） 再質問させていただきます。まず、1番目の太陽光発電の設置箇所ですか。これ、現在、大郷町の中にどのぐらいあるのか。これは個人の土地なので、把握されてないのが数多くあるのかと思うんですが、情報として、町としてはどのぐらいの数を持っているのか。その辺をお聞かせいただけます。

議長（石川良彦君） 答弁願います。まちづくり政策課長。

まちづくり政策課長（高橋 優君） お答えいたします。

今、議員おっしゃったとおり、個人のというところでの太陽光の設置というところもあると思いますが、町のほうに開発行為ということで、届出のほうをいただいた件数といたしましては、平成26年から平成4年度の間でということになりますと121件、面積にして304ヘクタールということで実績となってございます。以上です。

議長（石川良彦君） 高橋重信議員。

10番（高橋重信君） ありがとうございます。先ほどの答弁の中に、要は土砂崩れや流出に関してはないのかなと捉えたわけなんですけど、これ現在、太陽光関係で流出はないんでしょうか。そういう話は情報は聞いておりませんか。

議長（石川良彦君） まちづくり政策課長。

まちづくり政策課長（高橋 優君） 現在のところということになると、直近でということになるかと思いますが、直近でのお話、御報告であったりというものはございません。

議長（石川良彦君） ここで昼食のため休憩といたします。

午 前 11時59分 休 憩

午 後 1時15分 開 議

議長（石川良彦君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

高橋重信議員。

10番（高橋重信君） 土砂崩れ等は、今のところはないという答弁でありましたが、大松沢の上村のほうで、大分早い時期から設置された太陽光ですか。要は用水路に砂が流れてきて、大分大変だというような話聞いたんですが、この辺の話は町のほうでは聞いておりますかね。

議長（石川良彦君） まちづくり政策課長。

まちづくり政策課長（高橋 優君） 上村地区のメガソーラーの用地のことかと思いますが、そちらにつきましては、町のほうでも把握しておりますて、開発事業者のほうへの指導ということで、住民からいただいた御要望に応じて、開発事業者のほうで対応していただいているところでございます。

議長（石川良彦君） 高橋重信議員。

10番（高橋重信君） 土砂崩れ、私の近所で前、そんなに大きな面積じゃないんですが、太陽光を設置しまして業者さんが、どのような内容なのか分かりませんが、途中で工事がストップしまして大分月日が流れた中で、競売でというような話聞きました。それで違う業者さんが再度引継ぎの中での太陽光設置されたわけなんです、そのすぐ近場で土砂崩れの部分もあるんですが、この辺は役場のほうで把握しているのかどうなのか。もちろん、個人の土地なので、どこでそれを直すというか、そういうのは町ではないんでしょうけれども、そういう連絡は入っているのかどうかその辺ちょっとお聞きします。

議長（石川良彦君） まちづくり政策課長。

まちづくり政策課長（高橋 優君） お答えいたします。

味明地区でのというところでのお話でございますが、直近も含めまして、そういった太陽光発電施設からの土砂の流出ということでのお話、御報告というのはいたっていないという現状でございます。

議長（石川良彦君） 高橋重信議員。

10番（高橋重信君） 太陽光の業者が、大分倒産したとかという話、ちょうど聞くわけなんです、その場合、その後のいろんな形でメンテナンスから何から、その辺で大変な思いになってくるのかなと考えるわけなんです、大郷で今把握している中で121か所、これ業者さんが土砂崩れなりなんなり、災害が起きてから、被害が起きてから業者を確認してやらせるんじゃないかと、前もってその業者さんのほうに、何かあったときの早急な対応するべきじゃないかという、そういう指導が必要かなと思うんですが、この辺の見解をお願いします。

議長（石川良彦君） 答弁願います。まちづくり政策課長。

まちづくり政策課長（高橋 優君） 太陽光というところでございますが、その開発行為の許可の申請、許可というか、願書ということになります。こちら頂いた際に開発指導部会ということで各関係課の担当が集まった中で、いろんな方面から指導のほうはしているところでございます。そういった災害に対する備えというところでは、特に太陽光については、厳しく新たな指針を設けてということで対応しているところございまして、開発に伴う鉄砲水のことであったりというところも、別記しているというような状況もございます。

その際の補償についても、きっちりと事業者のほうで補償するようということでの内容での指針ということで、指導しているところございます。

議長（石川良彦君） 高橋重信議員。

10番（高橋重信君） 2014年から、要は倒産の業者が、関連業者ですか、パネル設置業者あるいは販売会社、それから太陽光発電のメーカー等により、倒産した場合にはメンテナンスあるいは修理の対応ができないのかなど。今、課長の答弁の中では、何とかやっていくということなんですが、これ、全国的な中で、それだけ相当な数、日本の中でやっているわけなんですが、後から対応をするというのは大変な、相手がもし倒産したとなれば、なかなか対応していただけないのかなど。そうなった場合には、産廃の山になってしまうのかなど。

この辺を考えた場合に、できるだけ早く、連絡を常に取りれる状態の中で、何かあったときという、そういう形を強く求めておきます。

それから2022年7月1日からです。ちょっと法律が変わりまして、調達期間が終わる10年前から、太陽光発電の廃棄費用積立義務化制度がスタートしましたと。これは、いろんな業者さんが入って、いろんな問題が出て、そういう中でこういうものが出たのかなど。先ほど町長の答弁の中では、そのパネル、これから処分するところが出てきますよということなんですが、それがいつになるのか分からないので、もしそういうものが大郷の中に出た場合には、役場の中で大金をかけてやるんじゃなく、業者を常につかんでおいて常に対応できるようにしていただきたいなと思いますので、再度この辺、課長、業者に連絡を取って、今、121件ですか。どういう状況にあるのか、常にそういう形で対応していただきたいと思うんですが、これ連絡など取って、ちょっとその辺をやってみようかという、そういう見解をお持ちになっているんでしょうか。

議長（石川良彦君） まちづくり政策課長。

まちづくり政策課長（高橋 優君） 今のところでございますが、そういった開発事業者に対して連絡を取って、その状況の報告をさせたりというのは考えてはございません。何らか法律であったり、要綱であったりの中で、そういった報告義務ということで必要であれば、そこは要綱のほうも考えなくちゃいけないというところも出てくるかと思いますが、現在の段階ですと、ちょっとそこまではできないのかなというふうに思っています。

ただ、議員のおっしゃるとおり、今どういう状況なのかというところで、ある程度把握はしなくちゃいけないというところは、当然あるかと思しますので、できる限りでパトロールであったりというような形で現場を見たりとかというようなことであったり、何らかは連絡を取る機会があれば、そういったところも確認できればとは思ってございます。

議長（石川良彦君） 高橋重信議員。

10番（高橋重信君） 連絡を、できるだけじゃなくて、きちっと対応していただきたいと思います。今、太陽パネルの設置する業者が、衛星で見てその地域地域に自ら出向いて、それで要は契約なりなんなりしているわけなんですけど、多分、役場ではその辺の情報が入ってきてないと思うんですが、私も周りで、いつの間にかそういうもの変わったよと、後から後から聞くわけなんですけど、これは最終的にはどういう国になってしまうのかなと、町になってしまうのかなと、この辺を考えた場合には、時間を取っていただいて対応して、取りあえず1回、まずどういう状況にあるのか把握する、管理するためにもやっていただきたいと、このように思います。

アパート、賃貸物件、これを借りるときは保証金なりあるいは敷金、こういうものを頂いて、何かあったときそれで賄っていただけるというふうになっていると思うんですが、私が、質問した設置前の預託金ですか。これが、トラブルあるいは業者がいなくなったとなった場合に、そのパネルの撤去ですか、撤去あるいは用地の原状復旧ですか、もしやらなきゃいけないとなった場合に、相当な金額がかさんでくると思うわけなんですけど、この辺を、やっぱりやるためには経費がかかります。対策、対応、対処。この辺をできる、そういう町のお金じゃなく、業者さんにやっていただくためにも制度、条例が必要なのかなと思って質問したわけなんですけど、やっぱり後世に憂いを残すことなく、よく自治体で後から産廃の山になって、その処分が大変な思いをしたという、県外県内の中でも聞きますので、この辺、そのようにならないように、先ほど町長

は、そういう条例的なものはつukらないよということなんですが、きちっと処理するものができるまでは、その移行期間、どのぐらいになるかも分からないので、この辺は、ちょっと検討していただきたいと思うんですが、この辺の見解、課長、いかがでしょうか。

議長（石川良彦君） まちづくり政策課長。

まちづくり政策課長（高橋 優君） お答えいたします。

太陽光パネルの廃棄物としての処理という部分ということでお答えしますと、廃棄物処理法によりまして、太陽光発電設備の廃棄処理の責任というのは、排出者である太陽光の開発事業者ということにあるということになるかと思っております。そういった中で、先ほど議員のほうからお話ありましたが、昨年7月から、再生エネルギーの特別措置法の施行規則、こちらの中で積立てが義務づけられたと、その積立てするお金については、国の外部の組織ということになりますが、そちらのほうの機関のほうに積み立てるということになっているということで確認はしてございます。

そのほか、いろんな形でその預託制度を活用できれば、トラブルであったりということ、お話のほうございましたが、ちょっと再生エネルギーの特別措置法の施行規則であったり、上位の法律であったり、一度読みときながら、そちらの法律のほうで対応できる部分があるのであれば、それで問題ないかと思えますし、その辺のほう、もう一度確認、検討したいと思えます。以上です。

議長（石川良彦君） 高橋重信議員。

10番（高橋重信君） 相手があるうちは、対応、何とかやっていただけたと思うんですが、相手がいなくなった場合、このときの対処ができないのかなど。そのために、まず業者が入る、設置する前に預託金を頂けば、あと安心して町としてやれるのかなとも考えるわけなんです、味明近辺も大松沢も大郷町あるいは隣の町からいっぱい身近なところで、太陽光を目にするわけなんです、この辺、副町長の見解としてはいかがでしょうか。こういう条例的なものつくってはどうかという質問に対して、副町長。

議長（石川良彦君） 答弁願います。副町長。

副町長（武藤浩道君） お答えいたします。

ただいま、まちづくりの課長のほうから申し上げたように、法令のほう、もう少し勉強してみたいと思えます。

議長（石川良彦君） 高橋重信議員。

10番（高橋重信君） 最後に、執行者である町長、この太陽光の問題は、後で大きなものにならないように、この辺ちょっと町長として条例などは、先ほどの答弁ではしないということなんですが、改めていかがなものか見解をお聞きします。

議長（石川良彦君） 答弁願います。町長。

町長（田中 学君） 単なる自治体だけで解決する内容ではないというふうに思いますので、これ、国を挙げて、今、考えなければならぬ内容になっているようですから、もう少し法的な根拠を持って、人様のお金を公金として預かるという預託金制度というものが、果たしてできるものなのか。その辺、考えてまいります。

議長（石川良彦君） 高橋重信議員。

10番（高橋重信君） いろんなことに精通している町長の答弁が、そのような答弁いただいたわけなんですが、私とすれば、大郷町の町を守るためには、独自にこういう条例も必要なのかなと考えて一般質問したわけなんですが、この辺をしっかりと検討していただきたいと思います。

以上をもちまして一般質問を終わります。

議長（石川良彦君） これで、高橋重信議員の一般質問を終わります。

以上をもちまして、一般質問を終わります。

---

日程第3 報告第5号 繰越明許費繰越計算書について

日程第4 報告第6号 繰越明許費繰越計算書について

日程第5 報告第7号 繰越計算書について

議長（石川良彦君） 次に、日程第3、報告第5号 繰越明許費繰越計算書について、日程第4、報告第6号 繰越明許費繰越計算書について、日程第5、報告第7号 繰越計算書について一括議題といたします。

まず初めに、提出者から報告第5号の報告を求めます。財政課長。

財政課長（菅野直人君） それでは、報告第5号につきまして御説明いたします。

議案書1ページをお開きください。

報告第5号 繰越明許費繰越計算書について

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第146条第2項の規定に基づき令和4年度大郷町一般会計繰越明許費繰越計算書を別紙のとおり報告する。

令和5年6月6日 提出

大郷町長 田 中 学

2 ページを御覧いただきたいと思います。

令和4年度大郷町一般会計繰越明許費繰越計算書について、款、項、事業名、金額、翌年度繰越額、財源内訳の順に御説明いたします。

第2款総務費第1項総務管理費、羽生地区土地分筆測量等事業220万円。繰越額同額、全て一般財源で発注作業中です。羽生地区での側溝整備に伴う分筆測量業務で、令和5年12月完了予定です。

町有施設PCB廃棄物処理事業25万円。繰越額同額、全て一般財源で発注作業中です。町有施設のPCB含有不明の蛍光灯安定器の処理業務で、令和5年6月完了予定です。

町道未登記処理事業148万5,000円。繰越額同額で、全て一般財源で発注作業中です。町道鶴田川横沢線の一部未登記となっている箇所調査測量等業務で、令和5年7月完了予定です。

西光寺川河川補修事業2,530万円。繰越額同額。未収入特定財源としまして地方債2,520万円、一般財源10万円で、発注作業中です。西光寺川護岸工事で、令和5年12月完了予定です。

木ノ崎城崎地区急傾斜地調査測量設計事業1,078万円。繰越額755万円。未収入特定財源としまして地方債750万円、一般財源5万円で発注作業中です。木ノ崎地区急傾斜地の緊急自然災害防止工事に伴う測量設計調査業務で、令和5年6月完了予定です。

第3款民生費第1項社会福祉費地域福祉計画策定事業629万9,000円。繰越額同額で、全て一般財源です。発注作業中でございます。地域福祉のサービスや支援体制等を総合的に計画する地域福祉計画策定業務で、令和6年3月完了予定でございます。

障害福祉計画策定事業273万9,000円、繰越額同額。全て一般財源で発注作業中です。障害者福祉サービス及び支援体制等を総合的に計画する障害福祉計画策定業務で、令和6年3月完了予定です。

第5款農林水産業費第1項農業費、前川地区基盤整備促進計画作成事業610万5,000円。繰越額同額。未収入特定財源としまして地方債600万円、一般財源10万5,000円で、発注作業中です。前川地区圃場整備のための促進計画作成業務で、令和6年3月完了予定です。

第7款土木費第2項道路橋梁費道路維持管理事業220万円、繰越額同額で、全て一般財源です。町道中村要害線のり面保護工事で、令和5年5月17日に完了しております。

道路新設改良事業9,149万8,000円。繰越額同額。未収入特定財源としまして、国庫支出金2,592万6,000円。地方債3,180万円、一般財源3,377

万2,000円で、発注作業中です。町道土橋明ヶ沢線ほか4件の道路改良工事及び測量設計業務等で、令和5年7月完了予定でございます。

橋梁新設改良事業1,202万6,000円、繰越額同額、未収入特定財源としまして国庫支出金605万円、一般財源597万6,000円で、発注作業中です。成田橋橋梁補修設計業務及び橋梁定期点検業務等で、令和5年6月完了予定でございます。

第3項河川費河川緊急しゅんせつ事業5,874万円。繰越額同額、未収入特定財源としまして、地方債5,860万円、一般財源14万円で、発注作業中です。安戸川及び味明川の河川しゅんせつ工事で、令和5年12月完了予定です。

第5項都市計画費、大窪城址公園樹木伐採事業1,052万1,000円。繰越額同額、全て一般財源で発注作業中です。大窪城址公園の樹木伐採業務で、令和5年6月完了予定でございます。

3ページを御覧ください。

中粕川地区防災拠点整備事業3億4,435万円、繰越額3億4,434万9,000円。未収入特定財源としまして国庫支出金1億5,761万2,000円、地方債1億5,260万円、一般財源3,413万7,000円で、発注作業中です。中粕川地区防災避難緑地造成工事等で、令和5年12月完了見込みでございます。

復興まちづくり事業1,911万8,000円。繰越額同額、全て一般財源で、発注作業中です。中粕川地区のかわまちづくり事業区域隣接地での地域復興拠点形成に向けた復興まちづくり計画検討業務で、令和5年12月完了見込みです。

第9款教育費第2項小学校費、大郷小学校外壁等修繕事業5,237万7,000円。繰越額5,237万6,000円。未収入特定財源としまして国庫支出金1,679万1,000円、地方債3,490万円、一般財源68万5,000円で、発注作業中です。長寿命化のための校舎外壁等修繕工事で、令和5年6月完了見込みです。

第3項中学校費、大郷中学校外壁等修繕事業1億1,030万9,000円。繰越額同額、未収入特定財源としまして国庫支出金3,577万円、地方債7,350万円、一般財源103万9,000円で、発注作業中です。長寿命化のための校舎外壁等修繕工事で、令和5年6月完了見込みです。

第5項保健体育費、学校給食センターボイラー等改修事業3,146万1,000円。繰越額同額。未収入特定財源としまして地方債2,750万円。一般財源396万1,000円で発注作業中です。ボイラー改修及びボイラー煙突

煙道改修工事で、令和5年9月完了予定でございます。

第10款災害復旧費第2項公共土木施設災害復旧費、公共土木施設災害復旧事業2億8,809万2,000円。繰越額同額。未収入特定財源としまして、国庫支出金7,109万3,000円。地方債1億6,290万円、一般財源5,409万9,000円です。昨年7月の豪雨等により被災した河川等の公共土木施設災害復旧工事22件分で、1件は完了し、21件は発注作業中です。令和6年1月完了予定でございます。

第3項農林水産施設災害復旧費農業施設災害復旧事業2億2,099万3,000円。繰越額同額。未収入特定財源としまして県支出金184万4,000円、地方債1億2,240万円、その他として受益者分担金233万8,000円、一般財源9,441万1,000円です。昨年7月の豪雨等により被災した農排水路等の農業施設災害復旧工事8件分で、2件が完了し6件が発注作業中でございます。令和5年12月完了予定です。

第4項公共施設災害復旧費、こども園災害復旧事業5,113万6,000円。繰越額同額。未収入特定財源として地方債5,090万円、一般財源23万6,000円で発注作業中です。昨年7月の豪雨等により被災した認定こども園災害復旧工事及び工事管理業務等で、令和5年12月完了予定です。

川内流通工業団地調整池災害復旧事業250万円。令和4年度内に完了したため、繰越しはございません。

公共施設災害復旧事業7,839万3,000円。繰越額同額。未収入特定財源としまして地方債7,530万円、一般財源309万3,000円です。昨年7月の豪雨等により被災した赤道等の公共施設災害復旧工事9件分で、2件が完了し、7件が発注作業中でございます。令和5年12月完了予定です。

以上、合計、繰越明許費14億2,887万2,000円。翌年度繰越額14億2,314万円。既収入特定財源ゼロ。未収入特定財源のうち国庫支出金3億1,324万2,000円、県支出金184万4,000円、地方債8億2,910万円。その他受益者分担金として2,233万8,000円、一般財源2億7,661万6,000円です。

以上で、報告第5号 令和4年度大郷町一般会計繰越明許費繰越計算書についての報告を終わります。

議長（石川良彦君） 以上で、報告第5号の報告を終わります。

次に、報告第6号について説明を求めます。保健福祉課長。

保健福祉課長（伊藤義継君） それでは、報告第6号について報告申し上げます。

報告第6号 繰越明許費繰越計算書について

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第146条第2項の規定に基づ

き令和4年度大郷町一般会計繰越明許費繰越計算書を別紙のとおり報告する。

令和5年6月6日 提出

大郷町長 田 中 学

別紙を御覧いただきたいと思えます。

令和4年度大郷町介護保険特別会計繰越明許費繰越計算書について、御説明申し上げます。款、項、事業名、金額、翌年度繰越額、財源内訳について御説明申し上げます。

第1款総務費第1項総務管理費、事業名、介護保険事業計画策定事業でございます。金額353万1,000円。翌年度繰越額同額。全て一般財源でございます。こちらについては一般会計のほうでも御説明申し上げましたが、地域福祉計画、そして障害福祉計画と同様に、介護保険の事業計画策定事業となっております。完了予定は令和6年3月を予定しているものでございます。合計としまして、金額353万1,000円。翌年度繰越額353万1,000円。財源内訳は、一般財源353万1,000円となっているものでございます。

以上、御報告申し上げます。

議長（石川良彦君） 以上で、報告第6号の報告を終わります。

次に、報告第7号について説明を求めます。地域整備課長。

参事兼地域整備課長（鎌田光一君） それでは、6ページをお開き願います。

御報告申し上げます。

報告第7号 繰越計算書について

地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第26条第3項の規定に基づき令和4年度大郷町水道事業会計予算繰越計算書を別紙のとおり報告する。

令和5年6月6日 提出

大郷町長 田 中 学

次ページを御覧ください。

令和4年度大郷町水道事業会計予算繰越計算書。地方公営企業法第26条第1項の規定による建設改良費の繰越額、款、項、事業名、予算計上額、支払義務発生額、翌年度繰越額、財源内訳、不用額、翌年度繰越額に係る繰越しを要する棚卸資産の購入限度額の順に説明いたします。

第1款資本的支出第2項建設改良費、事業名、物見山東宮線配水管布設替事業。予算計上額3,600万円、支払義務発生額ゼロ。翌年度繰越額3,600万円です。財源内訳については、企業債2,400万円、国庫支出金1,200

万円です。不用額、翌年度繰越額に係る繰越しを要する棚卸資産の購入限度額はゼロです。

同じく事業名、粕川地区配水管布設替事業、予算計上額3,300万円、支払義務発生額ゼロ、翌年度繰越額3,300万円です。財源の内訳については、企業債3,300万円です。不用額、翌年度繰越額に係る繰越しを要する棚卸資産の購入限度額はゼロです。

繰越し理由を御説明いたします。両事業は、石綿セメント管更新工事で、老朽化した配水管布設替を実施しているものですが、配水管から個々の給水管取り出し箇所等の調整に時間を要したことから、年度内に完了することが困難になったため、翌年度へ繰り越したもので、町道物見山東線配水管布設替事業については令和5年10月末、粕川地区配水管布設替事業については、令和5年8月末の工事完了を見込んでおります。

以上で、令和4年度大郷町水道事業会計予算繰越計算書についての報告を終わります。

議長（石川良彦君） 以上で、報告第7号の報告を終わります。繰越明許費繰越計算書及び繰越計算書の報告でありますので、報告のみとなります。

---

日程第6	議案第46号	大郷町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について
日程第7	議案第47号	大郷町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について
日程第8	議案第48号	大郷町国民健康保険条例の一部改正について
日程第9	議案第49号	令和5年度大郷町一般会計補正予算（第2号）
日程第10	議案第50号	令和5年度大郷町介護保険特別会計補正予算（第1号）
日程第11	議案第51号	令和5年度大郷町下水道事業特別会計補正予算（第1号）

次に、日程第6、議案第46号 大郷町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について、日程第7、議案第47号 大郷町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について、日程第8、議案第48号 大郷町国民健康

保険条例の一部改正について、日程第9、議案第49号 令和5年度大郷町一般会計補正予算（第2号）、日程第10、議案第50号 令和5年度大郷町介護保険特別会計補正予算（第1号）、日程第11、議案第51号 令和5年度大郷町下水道事業特別会計補正予算（第1号）を一括議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。議案第46号、議案第47号及び議案第48号について説明を求めます。町民課長。

町民課長（千葉 昭君） それでは、議案第46号につきまして提案理由の御説明を申し上げます。

議案書8ページをお開きください。

議案第46号 大郷町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について。

大郷町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年大郷町条例第18号）の一部を別紙のとおり改正するものとする。

令和5年6月6日 提出

大郷町長 田 中 学

次ページを御覧ください。

今回の条例改正につきましては、昨年9月に発生した認定こども園の送迎用バスの車内に園児が置き去りにされ、死亡した事故を受け、幼児等の所在確認と、安全装置の装備を義務づけるとされたことを踏まえ、バス等の送迎に当たっての安全管理の徹底に係る規定を新設する省令等の改正が行われました。

この省令は、家庭的保育事業などにおける基準条例を定める際の参考基準に位置づけられていることから、本町で定めております条例も同様に改正するものでございます。

次ページの別紙にて御説明申し上げます。

今回の改正内容は、安全管理の徹底に係る規定を加えるものでございます。第7条の2の次に、次の1条を加えるものでございます。第7条の3として、事業者が自動車を運行するときには、幼児の乗降の際に点呼など確実に把握できる方法により、幼児の所在を確認しなければならないと規定するものです。第2項として、事業者が幼児の送迎バスを運行するときは、当該自動車にブザーなど幼児の見落としを防止する装置を幼児の所在が確認できる位置に備えなければならないと規定するものです。

次のページをお開きください。

附則といたしまして、公布の日を施行期日とし、令和5年7月1日から適用するものでございます。経過措置といたしまして、ブザーなどを設置することが困難な場合には、令和6年3月31日まで設置しないことができますが、ブザーに代わる確実な措置を講じて、児童の所在を確認しなければならないとするものです。

以上、議案第46号につきまして提案理由の説明といたします。

続きまして、議案第47号につきまして提案理由の御説明を申し上げます。

議案書11ページをお開きください。

議案第47号 大郷町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について。

大郷町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年大郷町条例第19号）の一部を別紙のとおり改正するものとする。

令和5年6月6日 提出

大郷町長 田 中 学

今回の条例改正の理由につきましては、議案第46号と同様で、昨年9月に発生した認定こども園の送迎バスの車内に園児が置き去りにされ、死亡した事故を受け、本町で定めております放課後児童健全育成事業における基準条例も改正するものでございます。

次のページの別紙にて御説明申し上げます。

今回の改正内容は、議案第46号と同様に、安全管理の徹底に係る規定を加えるものでございます。第6条の2の次に、次の1条を加えるものでございます。第6条の3として、事業者が自動車を運行する場合には、利用者の乗降の際、点呼など確実に把握できる方法により、利用者の所在を確認しなければならないと規定するものでございます。なお、こちらにブザーの設置義務はございません。

附則といたしまして、公布の日を施行期日とし、令和5年7月1日から適用するものでございます。

以上、議案第47号につきまして、提案理由の説明といたします。

議案第48号につきまして、提案理由の御説明を申し上げます。

議案書13ページを御覧ください。

議案第48号 大郷町国民健康保険条例の一部改正について。

大郷町国民健康保険条例（令和2年条例第22号）の一部を別紙のとおり

り改正するものとする。

令和5年6月6日 提出

大郷町長 田 中 学

今回の条例改正につきましては、新型コロナウイルス感染症に感染し、療養のため労務に服することができなかつた被保険者に対し、傷病手当金を支給することとしておりましたが、5月8日から5類感染症に引き下げられたことを受け、適用期間の終了の日を定めるものでございます。

次のページの別紙にて御説明を申し上げます。

今回の改正内容は、附則の中で傷病手当金の適用期間を、令和2年2月1日からと、開始の日だけを定めておりましたが、終了日を令和5年6月30日までと定めるものです。

附則といたしまして、公布の日から施行するものでございます。

以上、議案第48号につきまして、提案理由の説明といたします。

ただいま御説明いたしました議案第46号、議案第47号、議案第48号につきまして、御審議の上、御可決賜りますようお願い申し上げます。

議長（石川良彦君） 以上で、議案第46号、議案第47号及び議案第48号について説明を終わります。

次に議案第49号について説明を求めます。財政課長。

財政課長（菅野直人君） それでは、議案第49号 一般会計補正予算（第2号）につきまして提案理由の御説明を申し上げます。

補正予算書2ページをお開き願います。

議案第49号 令和5年度大郷町一般会計補正予算（第2号）

令和5年度大郷町の一般会計補正予算（第2号）は次に定めるところによる。

（歳入歳出予算補正）

第1条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2億6,884万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ58億4,384万9,000円とする。

第2項 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（地方債の補正）

第2条 既定の地方債の追加は、「第2表 地方債補正」による。

令和5年6月6日 提出

大郷町長 田 中 学

今回の補正予算ですが、補正額は2億6,884万9,000円で、主な内容としては、町で施工する令和4年度豪雨災害による急傾斜地2か所の緊急自然災害防止事業による工事費等の増、新型コロナウイルスワクチン春秋開始接種に係る経費の増、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用した物価高騰対策としての低所得世帯支給支援費給付金及び全町民を対象とした生活応援商品券発行に係る経費の増、パストラル縁の郷で進めているサテライトオフィス活用推進事業及び町内観光資源の商品力アップや、インバウンド誘客のための情報発信に係る委託料の増などになります。

歳入では、補助事業見合いの国庫補助金、町債、公共施設整備基金、財政調整基金等において、財源調整をしております。

続きまして、3ページをお開き願います。

第1表歳入歳出予算補正により、款項ごとに内容を御説明いたします。

まず、歳入です。第13款分担金及び負担金第2項分担金502万4,000円の増額補正です。令和4年7月豪雨で被災した木ノ崎地区急傾斜地、認定こども園下の急傾斜地の緊急自然災害防止対策工事に対する受益者分担金の増額です。6月施工の大郷町緊急自然災害防止対策における急傾斜地等関係事業実施要領に基づき、本県の受益者分担金は工事費の6.25%となります。

第15款国庫支出金第1項国庫負担金1,478万1,000円の増額補正です。新型コロナウイルスワクチン春秋接種に係る国庫負担金の増額です。

第2項国庫補助金8,207万2,000円の増額補正です。認定こども園通園バスの安全装置設置に係る保育対策総合支援事業補助金、物価高騰による低所得者世帯支援及び生活者支援としての新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金、新型コロナウイルスワクチン接種春秋接種に係る接種体制確保事業補助金、パストラル縁の郷のサテライトオフィス整備に係るデジタル田園都市国家構想交付金、消防団員の高視認性活動服購入に係る消防団設備整備費補助金の増等によるものです。

第16款県支出金第2項県補助金453万1,000円の増額です。農業法人等の機械購入に係る市町村振興総合補助金の増によるものです。

第19款繰入金第1項基金繰入金6,064万3,000円の増額補正です。財源調整としての財政調整基金公共施設整備基金繰入金の調整です。

第21款諸収入第5項雑入589万8,000円の増額補正です。町内観光資源の商品力アップや、インバウンド誘客のための情報発信に係る観光庁委

託団体からの間接補助金等の増によるものです。

第12款町債第1項町債9,590万円の増額補正です。令和4年7月豪雨等で被災した木ノ崎地区認定こども園下の急傾斜地及び中村地区谷地際山勢見ヶ森公園下の急傾斜地の緊急自然災害防止対策事業債。同じく、令和4年7月豪雨による上郷地区及び吉ヶ沢地区の公共施設災害復旧債の増によるものです。歳入補正額合計2億6,884万9,000円の増額です。

続きまして、4ページを御覧ください。

歳出です。第2款総務費第1項総務管理費1億362万円の増額補正です。会計年度任用職員報酬等の人件費、庁舎建設に係る基本構想等策定準備に向けた支援業務委託料等、令和4年7月豪雨災害による木ノ崎地区認定こども園下の急傾斜地の緊急自然災害防止対策工事費及び中村地区谷地際山勢見ヶ森公園下の急傾斜地の工事前の調査測量設計業務委託料等の増額です。なお、急傾斜地の緊急自然災害防止対策工事につきましては、県施工を最優先といたしますが、県施工の対象外となった場合でも、受益者が施工を希望され、災害発生の危険性があると考えられる場合は、受益者分担金を頂いた上で町が施工するものでございます。

第2項徴税費53万円の増額補正です。人事異動に伴う人件費の調整です。

第3款民生費第1項社会福祉費3,983万2,000円の増額補正です。新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用した物価高騰対策としての非課税世帯1世帯当たり3万円の価格高騰支援給付金及び同給付システム導入等の事務経費、同事業の過年度分の精算に伴う返還金等の増額です。

第2項児童福祉費52万5,000円の増額補正です。昨年他県で発生した通園バス幼児等置き去り事故を受け、令和5年4月1日から、通園バスへの安全装置設置が義務づけされたことによる認定こども園バス3台への安全装置設置補助金の増額です。

第4項衛生費第1項保健衛生費3,047万円の増額補正です。新型コロナウイルスワクチン春秋開始接種に係る経費の増額です。春接種は高齢者、基礎疾患のある方及び医療従事者が対象となり、秋接種は5歳以上の方が対象となります。

第5款農林水産業費第1項農業費644万2,000円の増額補正です。農業法人等4団体の大豆コンバインや播種機等の機械購入に係る宮城の水

田農業改革支援事業補助金、開発センター加工実習室の照明器具及び物産館のトイレ等の修繕費の増額です。

第5款商工費第1項商工費5,937万1,000円の増額補正です。新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用した物価高騰対策としての町民1人当たり5,000円的生活応援商品券発行経費、パストラル縁の郷で進めているサテライトオフィス活用促進事業及び町内観光資源の商品力アップや、インバウンド誘客のための情報発信に係る委託料の増額です。なお、生活応援商品券発行事業は、当初予算で町民1人当たり5,000円を計上しておりましたので、併せて町民1人当たり1万円の発行を予定しております。

第7款土木費第1項土木管理費28万円の増額補正です。人事異動に伴う職員人件費の調整です。

第4項住宅費2万円の増額補正です。中村原団地の共同アンテナ電気料及び電柱使用料の増額です。

第5項都市計画費770万9,000円の増額補正です。下水道事業特別会計繰出金、支倉常長メモリアルパーク及び郷郷ランドのトイレ修繕料、新型コロナウイルス対応地方創生臨時交付金事業の確定による過年度分の返還金の増額です。

第9款教育費第2項小学校費426万8,000円の増額補正です。大郷小学校の遊具塗装及び校庭階段の修繕工事費の増額です。

第3項中学校費59万3,000円の増額補正です。大郷中学校の下水道マンホールの修繕工事費の増額です。

第4項社会教育費476万円の増額補正です。大郷小学校3年生の総合学習事業での羽生田植踊伝承活動の開始に伴う扇子の購入、人事異動に伴う人件費の調整、上村分館の照明器具取替え及び鶉崎分館のエアコン設置に伴う環境整備事業補助金、B&G海洋センター屋根等改修工事のための設計業務委託料の増額です。

第5項保健体育費250万9,000円の増額補正です。人件費の調整及び秋まつり実行委員会補助金の増額です。夏まつりの中止とコロナ禍脱却を祈念する特別な秋まつりと位置づけ、今年度に限り花火打ち上げに係る費用を実行委員会補助金に上乗せするものです。

第10款災害復旧費第4項公共施設災害復旧費792万円の増額補正です。令和4年7月豪雨による上郷地区及び吉ヶ沢地区の水路のり面の災害復旧工事費の増額です。

歳出補正額合計2億6,884万9,000円の増額です。

以上、補正前の予算額55億7,500万円に、歳入歳出とも2億6,884万9,000円を追加し、補正後の予算額を歳入歳出それぞれ58億4,384万9,000円とするものです。

続きまして、5ページの第2表地方債補正について御説明いたします。追加2件です。

1、緊急自然災害防止対策事業。木ノ崎地区認定こども園下の急傾斜地の自然災害防止対策工事及び中村地区谷地際山勢見ヶ森公園下の急傾斜地の工事前の調査測量設計業務に係る起債で、限度額を8,800万円とするものです。起債の方法は、証書借入れ、利率は5.0%以内、ただし利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率とし、償還の方法は政府資金については、その融資条件により銀行その他の場合にはその債権者と協議するものとする。ただし、町財政の都合により、据置期間及び償還期限を短縮しまたは繰上償還もしくは低利に借換えすることができるものとしております。

本事業に関する充当率は100%で、充当率のうち70%の交付税措置が講じられます。

2、公共施設災害復旧事業。令和4年7月豪雨による上郷地区及び吉ヶ沢地区の災害復旧工事に係る起債で、限度額を790万円とするものです。起債の方法、利率、償還の方法は、前期と同様です。

本事業に関する充当率100%で、充当率のうち約47.5%の交付税措置が講ぜられます。

以上で、議案第49号 一般会計補正予算（第2号）につきましての提案の説明を終わります。次ページ以降の事項別明細書を御覧いただきまして、御審議の上、御可決賜りますようお願い申し上げます。

議長（石川良彦君） 以上で、議案第49号について説明を終わります。

次に、議案第50号について説明を求めます。保健福祉課長。

保健福祉課長（伊藤義継君） それでは、議案第50号につきまして提案理由を御説明いたします。

各種会計補正予算説明書の21ページを御覧願います。

議案第50号 令和5年度大郷町介護保険特別会計補正予算（第1号）

令和5年度大郷町の介護保険特別会計補正予算（第1号）は次に定めるところによる。

（歳入歳出予算補正）

第1条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ24万円を追加

し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ11億3,228万9,000円とする。

第2項 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和5年6月6日 提出

大郷町長 田 中 学

今回の補正予算につきましては、歳入においては、予防事業費の増に伴い、支払基金交付金や国県補助金、基金繰入金により財源調整を図ったものとなります。歳出におきましては、介護予防事業として実施しておりますいきいき百歳体操の実施団体増による講師謝金を計上したものととなります。

なお、4月末現在の第1号被保険者数でございますが、2,999人で、前年同期との比較で7人の減少となっております。総人口に占める割合は39.0%で、0.5%の増となっております。同じく第1号被保険者に係る要介護の認定者数は585名、同様に4人の減少となっておりますが、総人口に占める割合は7.6%で、0.1%の増となっております。

それでは22ページを御覧ください。

第1表歳入歳出予算補正について、款項ごとに御説明申し上げます。まず、歳入ですが、第3款支払基金交付金第1項支払基金交付金の補正金額は6万5,000円の増額で、介護予防事業費の増に伴うものです。

次に、第4款国庫支出金第2項国庫補助金の税金額は6万2,000円の増額で、同様に介護予防事業費の増に伴うものです。

次に、第5款県支出金第2項県補助金の補正金額は3万円の増額です。同様に、介護予防事業費の増に伴うものです。

次に、第7款繰入金第2項基金繰入金の補正金額は8万3,000円の増額で、財源調整となるものでございます。財源補正額合計は、24万円の増額となります。

続きまして、歳出について御説明いたします。

第3款地域支援事業費第2項一般介護予防事業費の補正金額は、24万円の増額で、介護予防事業として実施しておりますいきいき百歳体操の実施団体が、当初見込みの2団体から6団体となったことから、講師謝金を計上したものでございます。

歳出補正額合計は24万円の増額です。

以上、補正前の予算額11億3,204万9,000円から、歳入歳出とも24万円

を増額し、補正後の予算額歳入歳出それぞれ11億3,228万9,000円とする  
ものです。

介護保険特別会計補正予算についての説明は以上となります。

次ページ以降の事項別明細書を御覧いただきまして、御審議の上、御  
可決賜りますようお願いいたします。

議長（石川良彦君） 以上で、議案第50号について説明を終わります。

次に、議案第51号について説明を求めます。地域整備課長。

参事兼地域整備課長（鎌田光一君） それでは28ページをお開き願います。

議案第51号につきまして、提案理由を御説明申し上げます。

議案第51号 令和5年度大郷町下水道事業特別会計補正予算(第1号)

令和5年度大郷町の下水道事業特別会計補正予算(第1号)は次に定  
めるところによる。

(歳入歳出予算補正)

第1条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ550万円を追  
加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2億3,362万1,000円とす  
る。

第2項 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並  
びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」に  
よる。

令和5年6月6日 提出

大郷町長 田 中 学

今回の補正は、歳入は財源調整に伴う繰入れ、歳出は令和6年度に計  
画しております吉田川流域下水道の全体計画見直しを行うに当たり、本  
町計画の面積や、区域の精査を事前に行う見直し業務を計上したもので  
ございます。

次ページをお開き願います。

第1表歳入歳出予算補正について御説明申し上げます。

まず、歳入です。第4款繰入金第1項他会計繰入金550万円の増額補正  
は、財源調整のため、一般会計からの繰入金の調整によるものです。歳  
入合計で補正額550万円を追加し、補正後の額を2億3,362万1,000円と  
するものでございます。

次ページになります。

歳出です。第1款下水道事業費第1項下水道管理費550万円の増額補正  
は、流域関連公共下水道事業全体計画見直し業務で、吉田川流域下水道  
事業全体計画見直しにおいて、面積や区域の精査を行うものによるもの

でございます。

歳出合計で補正額550万円を追加し、補正後の額を2億3,362万1,000円とするものでございます。

以上で、議案第51号の説明を終わります。次ページ以降の事項別明細書を御覧いただきまして、御審議の上、御可決賜りますようお願い申し上げます。

議長（石川良彦君） 以上で、議案第51号について説明を終わります。

以上をもって、本日の日程は全部終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。大変御苦労さまでした。

午 後 2 時 2 8 分 散 会

---

上記の会議の経過は、事務局長 千葉恭啓の記載したものであるが、その内容に相違ないことを証するため、ここに署名する。

議 長

署名議員

署名議員